

TORIDE CITY

取手市緑の基本計画

自然との共生のもと、水とみどりを身近に感じ、

豊かな暮らしのできるまち・とりで



 取手市

令和8年3月改訂

目次

序章 「取手市緑の基本計画」の策定に当たって.....	1
1 緑の基本計画の概要	1
1-1 緑の基本計画とは	1
1-2 計画見直しの背景	2
1-3 計画策定の目的	3
1-4 計画の位置づけ	4
1-5 計画期間.....	4
1-6 対象とする「緑地」と「みどり」	5
2 上位・関連計画の整理.....	6
2-1 とりで未来創造プラン2024	6
2-2 取手市都市計画マスタープラン.....	7
2-3 取手市立地適正化計画	8
2-4 取手市環境基本計画	9
2-5 取手市地球温暖化防止実行計画（区域施策編・事務事業編）	10
2-6 取手市公園施設長寿命化計画	10
2-7 スマートウエルネスとりでの推進.....	11
2-8 取手市こども計画	11
2-9 取手市地域防災計画	12
3 計画の進捗状況の評価.....	13
3-1 これまでの計画の概要	13
3-2 目標達成状況	14
3-3 これまでの計画に基づく取り組み状況.....	15
第1章 取手市の「みどり」の現況と課題.....	16
1 「みどり」の現況	16
1-1 「みどり」の量と分布	16
1-2 「みどり」に関する市民の意識.....	21
2 「みどり」に関する課題	23
2-1 グリーンインフラとしての「みどり」の活用.....	23
2-2 市の「みどり」の特性と課題.....	24
第2章 「みどり」の将来像と目標.....	27
1 「みどり」の将来の姿.....	27
1-1 計画の基本理念	27
1-2 計画の方針	28
1-3 「みどり」の将来構造	32
2 「みどり」の将来目標.....	34
2-1 計画のフレーム	34
2-2 「みどり」の目標水準	34
3 施策の体系	38

第3章 「みどり」の施策の展開	40
1 郷土の風景・自然を継承する水辺・里・森の保全	40
2 都市の魅力を高める水辺・みどりを活かした拠点形成とネットワーク化	43
3 豊かな暮らしを支える身近な公園・みどり豊かな街並みの形成	46
4 防災・減災に寄与するみどりの充実.....	48
5 地域ぐるみでみどりを育て・守る活動の展開.....	50
第4章 地域別の方針	53
1 取手駅周辺地域.....	54
2 藤代駅周辺地域.....	56
3 国道沿道地域	58
4 北部地域.....	60
5 東部地域.....	62
6 西部地域.....	64
第5章 緑化重点地区	66
1 緑化重点地区の概要	66
2 緑化重点地区の設定	66
3 整備の方向性	68
3-1 取手駅西口周辺地区	68
3-2 桑原地区.....	69
3-3 ふれあい道路沿線地区	70
第6章 計画の推進	71
1 優先的な施策	71
1-1 優先的な施策の設定	71
1-2 優先的な施策の内容	72
2 計画の進行管理.....	76
2-1 進行管理のしくみ	76
2-2 効果検証・見直しの方法	76
2-3 効果検証・見直しの時期	77
3 計画の推進体制.....	77
資料	78
みどりを推進する施策の一覧表	78
用語解説.....	80
計画改訂の経緯.....	84
取手市緑の審議会.....	85

序章 「取手市緑の基本計画」の策定に当たって

1 緑の基本計画の概要

1-1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法[※]第4条に「当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定された法定計画です。都市における緑地の保全・整備の総合的なマスタープランとして、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策、市が設置する都市公園[※]の整備の方針、その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針等について定めるものです。

市では、取手市と藤代町の合併後の緑の総合的な施策として、令和元年9月に「取手市緑の基本計画」を策定し、これまで緑の保全・創出等の施策に取り組んできました。

計画の策定以降、人口減少・少子高齢化の進展による社会経済への影響が徐々に顕在化しています。また、地球温暖化による気温の上昇や豪雨災害の甚大化などが身近な問題として実感されるようになったほか、コロナ禍を経て、人々の働き方・住まい方に対する価値観に変化の兆しがみられるなど、本市においても都市や環境、コミュニティのあり方を再検討する転機を迎えています。

市では、令和2年4月「取手市立地適正化計画[※]」を策定し、コンパクトな都市構造[※]の構築に向けた土地利用、都市整備施策等に取り組んでいます。また、令和6年3月には、市の最上位計画である「第六次取手市総合計画[※] 基本構想」の実現に向け、「とりで未来創造プラン 2024」を策定し、重点的に実施する具体的な施策を定めています。

本計画においても、上記のような社会情勢の変化への対応が求められており、「とりで未来創造プラン 2024」や「立地適正化計画[※]」等との整合のもと見直しを図り、新たな社会課題に対応したみどりの多面的な活用に取り組んでいく必要があります。

1-2 計画見直しの背景

都市においては、人口減少を背景に利用されなくなった空き地が増加する一方で開発によりみどりが失われる等、近年大きく変化しているみどりを取り巻く環境を受けて、平成29年度に国は都市緑地法[※]等の改正を行いました。市では、同法の改正を受け、また、取手市と藤代町の合併後の緑の総合的な施策として、令和元年9月に本計画を策定しました。

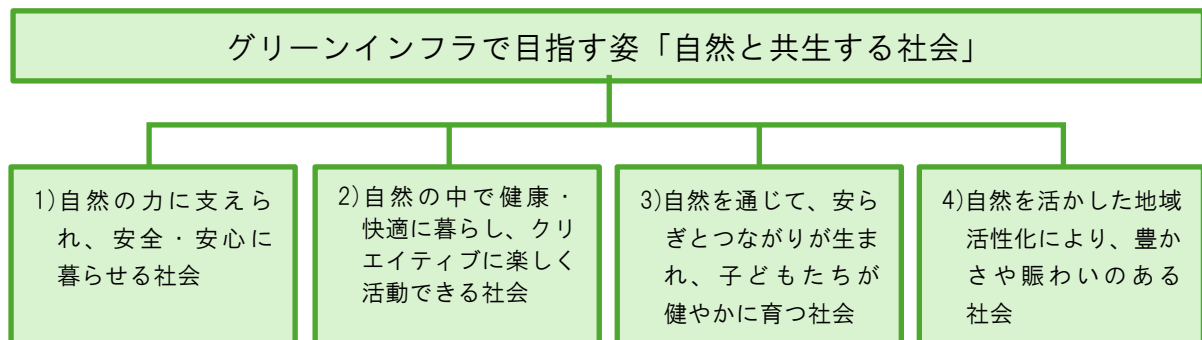
その後、人口減少・少子高齢化の一層の進展、地球温暖化問題の顕在化など、社会の転換期を迎え、持続可能な社会[※]の実現に向け、みどりには、グリーンインフラ[※]としてのより広範な役割が期待されています。

国では、令和元年に「グリーンインフラ[※]推進戦略」を公表し、社会課題の解決に向け、みどりの多様な機能の活用の方向性を示し、令和5年9月には「グリーンインフラ[※]推進戦略2023」として改訂し、ネイチャーポジティブ[※]（生物多様性[※]）や、カーボンニュートラル[※]、Well-being[※]など、新たな潮流への対応を示すとともに、グリーンインフラ[※]の実装に向けた国の取り組みを総合的・体系的に位置づけています。

さらに、令和6年5月には都市緑地法が改正され、緑地のグリーンインフラ[※]としての機能を発揮するための施策の強化が図られています。

市では、このような背景のもと本計画の進捗を検証し、新たな課題やグリーンインフラ[※]の視点を加味した上で、みどりの総合的な施策を見直すこととしました。

■グリーンインフラ[※]推進戦略2023の概念



■都市緑地法令和5年改正の概要

国主導による戦略的な都市緑地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国による基本方針の策定 ・県による広域計画の策定
貴重な都市緑地の積極的な保全・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区の再生・整備の実施手続きを簡素化 ・緑地の買い入れや整備を代行する公益団体を国が指定
緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等による良質な緑地確保（再開発、保有緑地等）の取り組みを国が評価・認定し、支援 ・脱炭素化[※]に資する民間都市開発事業を国が認定、支援

1-3 計画策定の目的

近年の環境問題に関する関心の高まりや、自然とのふれあいに対する市民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園*の整備等の都市計画制度*に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、ボランティア活動、各種イベント等の都市計画制度*によらない施策や取り組みを体系的に位置づけ、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要となっています。

このため、市内のみどりの現状を明らかにし、関係主体の取り組みの方向性を明確にして、緑の保全と緑化の推進を図るための指針となる「取手市緑の基本計画」を策定しました。

「取手市緑の基本計画」では、地域の実情を十分に勘案し、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、産学官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的に展開することを目的とします。

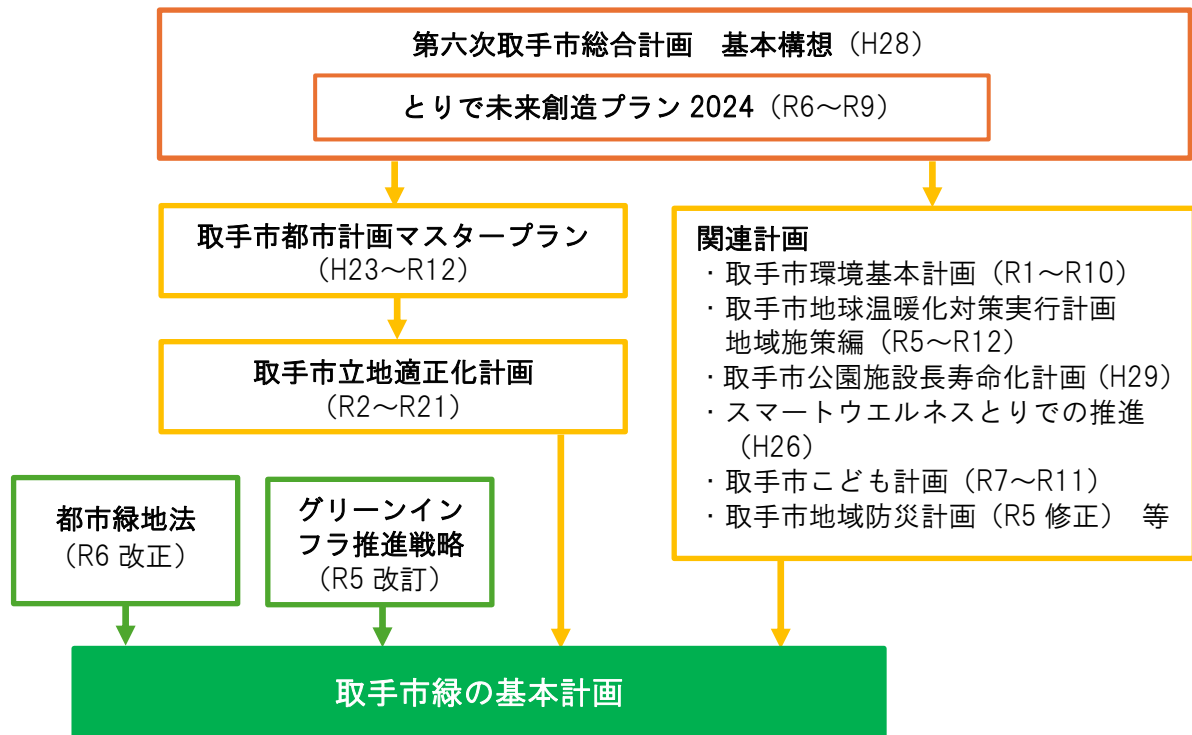
また、グリーンインフラ*の観点から、みどりの持つ多様な機能・効用を踏まえ、持続可能な社会*形成に向けた課題解決に、市の水辺、公園、緑地等を効果的に活用することを目的とします。



1-4 計画の位置づけ

本計画では、「第六次取手市総合計画※」及び、「とりで未来創造プラン 2024」、「取手市都市計画マスタープラン※」、「取手市立地適正化計画※」やその他関連計画との整合を図ります。

■計画の位置づけ

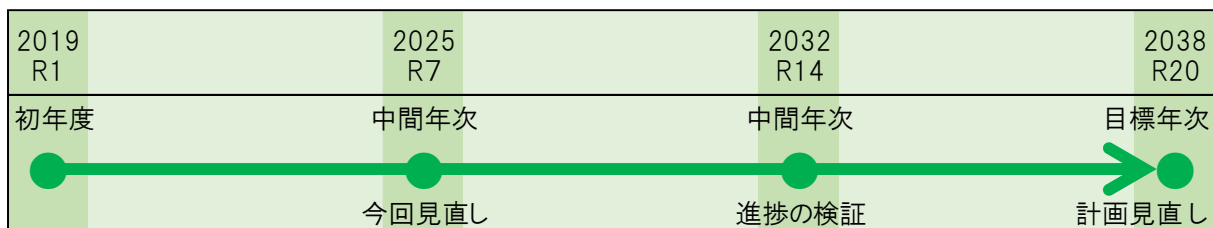


1-5 計画期間

本計画の計画期間は、計画策定時の目標年次を継承し、令和元年度から令和20年度までの20年間とします。また、令和14年度を中間年次とし、進捗状況を検証します。

社会情勢の変化等によって、内容の修正が必要となった場合においては、計画を随時見直していきます。

■計画期間

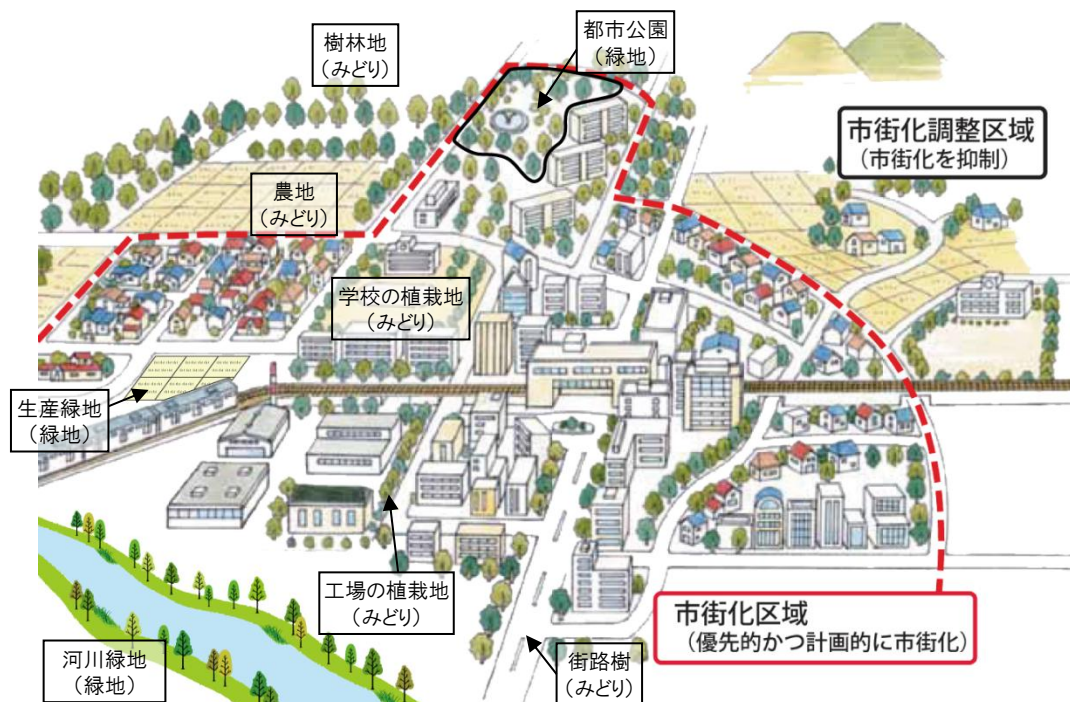


1-6 対象とする「緑地」と「みどり」

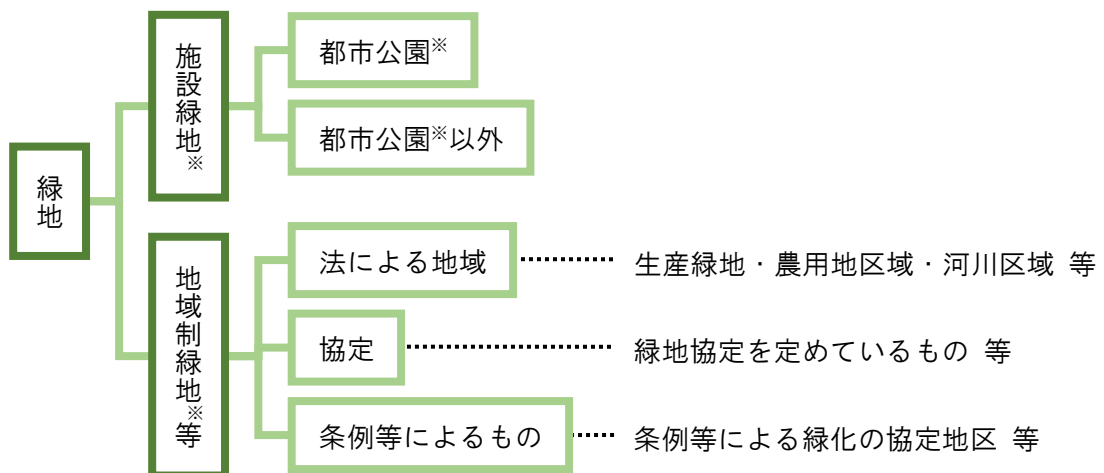
「緑の基本計画」では、街路樹等の植栽帯や学校・事業所等の植栽地、さらには個人庭園の草花等、市内の「みどり」を広く対象とします。

また、これらの「みどり」が分布する土地として、樹林地、農地、草地、河川・湖沼、水辺地やこれらを有する都市公園※、さらには法によって自然環境が保全される空間も含めた、「緑地」を広く対象とし、体系的に「緑地」や「みどり」を整理しています。

■対象とするみどりのイメージ



■対象とする緑地



2 上位・関連計画の整理

2-1 とりで未来創造プラン 2024(令和6年3月)

とりで未来創造プランは、基本構想で定める将来都市像の実現に向け、重点的に実施する具体的な取り組みを定めており、平成27年策定の「取手市人口ビジョン※」及び「取手市まち・ひと・しごと創成総合戦略※」を内包し、人口減少・少子高齢化への対応を踏まえた市の重点施策が示されています。

計画では、新たなみどりの創出が期待される都市整備事業のほか、公園維持管理、農業振興、スポーツ振興、防災などが重点施策として位置づけられています。

第六次取手市総合計画・基本構想(平成28年3月)

■将来都市像

ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで

とりで未来創造プラン 2024(令和6年3月)

■6つの政策

- 政策1 快適で住みやすい都市の実現
- 政策2 魅力の創造と発信
- 政策3 未来をつくる世代を育むまちづくり
- 政策4 健康でいきいきとした社会の実現
- 政策5 大切な日常が守られる環境整備
- 政策6 将来にわたり発展する地域社会の構築

■関連施策

- 重点施策1 訪れたいくなる・住み続けたいくなる都市空間の創出
 - ・取手駅西口 A 街区市街地再開発事業: 駅前の賑わいと魅力の創出
 - ・桑原地区: 新たな雇用の創出や定住化の促進等、地域の活性化
- 重点施策2 快適な生活を支える都市機能の充実
 - ・公園: すべての市民が安全・安心かつ快適に利用できるよう点検を行い、計画的に維持管理
- 重点施策4 市内産業活性化による地域の賑わいの創出
 - ・農業生産者の支援による地域経済の活性化、持続可能な食品流通システムの構築
- 重点施策9 生きがいやつながりを持てる社会の実現
 - ・市民が気軽に参加できるスポーツ大会を開催し、健康増進と市民同士のつながりを図る
- 重点施策11 安全安心な生活が送れるまちづくり
 - ・地域の実情に合わせたあわせた災害時避難計画等の策定
 - ・大雨時の雨水排水整備の推進

2-2 取手市都市計画マスタープラン(平成 23 年 3 月)

取手市都市計画マスタープラン*では、将来都市構造図*に基づく公園・緑地の整備方針を定めるほか、景観形成等に向けたみどり関連施策を定めています。

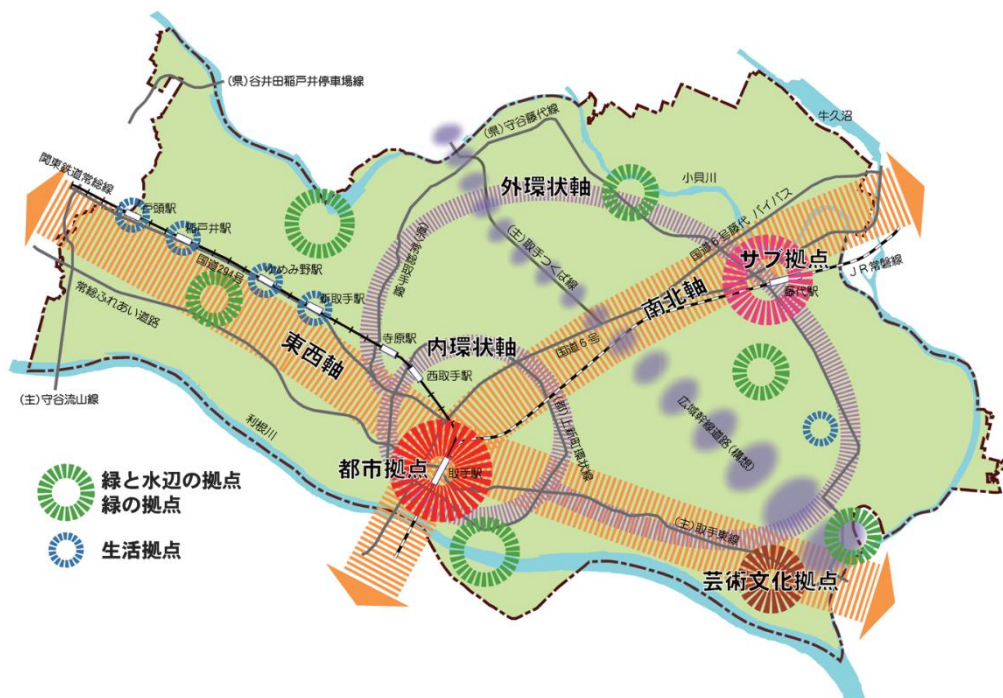
■将来都市像

水・緑・文化がいきづき 人と都市(まち)が躍動する「とりで」

■都市づくりの基本理念

生活・産業・自然が調和し 安心して住み続けることができる快適な都市づくり

【将来都市構造】



■関連施策

●公園・緑地の整備方針

- 利根川や小貝川、古利根などを活用した、魅力的な水辺環境の創出
- スポーツやレクリエーションなどの場としても利用できる緑と水辺の拠点などの形成
- 市民が身近に感じ、日常的に利用できる各種公園などの整備
- 地域特性に応じた緑地の保全と創出
- 緑と水辺の拠点等から身近な公園や緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成

●景観形成の方針(みどり関連)

- 駅前などにおける、街の賑わい、人々の集いの空間を演出する魅力ある景観づくり
- 利根川や小貝川をはじめとする多様な自然資源が創出する美しい景観の保全と育成
- 歴史・文化等の資源を活かした個性豊かな景観づくり
- 市街地における生活の場としての親しみと安らぎのある景観づくり

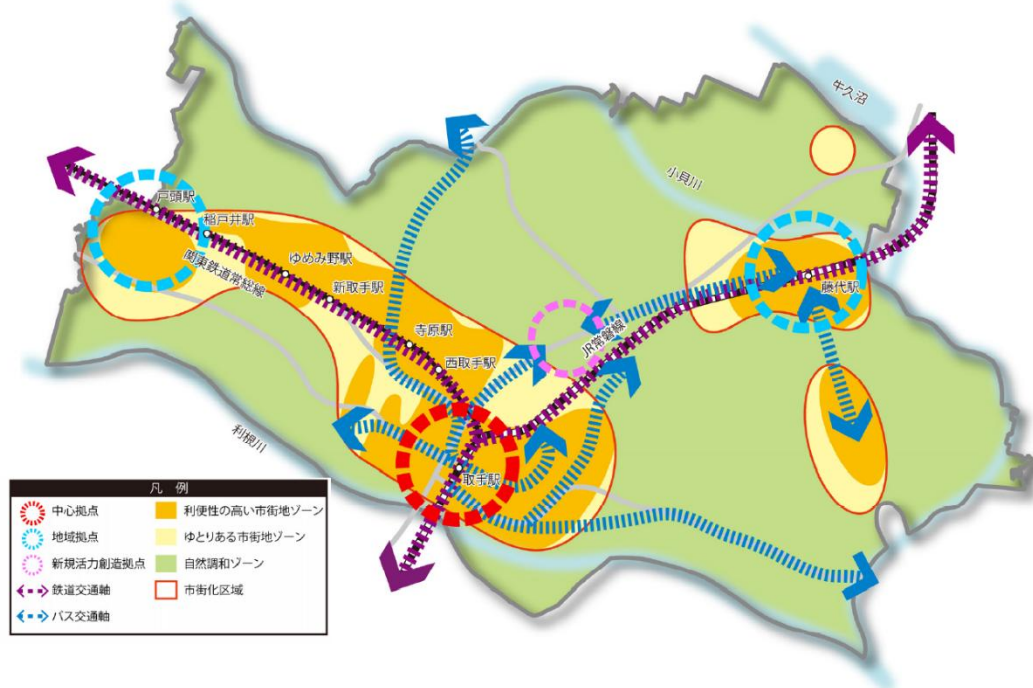
2-3 取手市立地適正化計画(令和 8 年 3 月改訂)

取手市立地適正化計画[※]では、コンパクトな都市構造[※]の構築に向け、都市機能誘導区域、居住誘導区域を定めるほか、拠点形成や良好な居住環境の誘導に関するみどり関連施策が示されています。

■まちづくりの方針

ライフスタイルのコンパクト化による、快適で活力ある健康的なまちづくり
～「住む街」「働く街」「訪れる街」のスマートシティへ～

■都市の骨格構造イメージ



■関連施策

- 取手駅西口A街区地区第一種市街地再開発事業
 - ・市民サービス機能、都市環境機能、歩行空間機能、都心居住機能の実現
- 藤代駅北口交通安全施設整備事業
 - ・歩行者空間の整備
- 戸頭住宅団地再生事業
 - ・地域資源ネットワーク化、旧戸頭終末処理場の整備
- 桑原地区活力創造拠点整備事業
 - ・自然空間を活用した野外活動機能や河川空間と一体となった親水機能等の整備
- 低利用地土地の有効活用と適正管理のための指針
 - ・利便性を高める施設や不足するパブリックスペース（交流施設、交流広場、緑地等）としての利用を推奨

2-4 取手市環境基本計画(令和元年3月)

取手市環境基本計画[※]では、基本目標2に「自然と共生するまちづくり」を掲げ、森林、水辺、田園等の保全を定めるほか、基本目標3、4において、生活空間における緑の整備、環境学習等の場の整備等を定めています。

■将来環境像

豊かな環境を継承し、地球環境に貢献するまちとりで

■基本目標

- 基本目標1 循環型社会の構築
- 基本目標2 自然と共生するまちづくり
- 基本目標3 快適で安心な生活空間の保全と創造
- 基本目標4 豊かな環境の継承

■関連施策

- 基本目標2 自然と共生するまちづくり
 - 1. 生物多様性の保全・再生
 - (1) 生き物の生息・生育空間の保全
 - 2. 水と緑の保全活用
 - (1) 森林・里地里山や水辺環境の保全・再生
 - (2) 緑豊かな公園、街並みづくり、景観の保全

- 基本目標3 快適で安心な生活空間の保全と創造
 - 1. 緑あふれる快適な生活の創造
 - (1) 環境美化などの快適な居住環境の確保
 - (2) 歴史・文化の保全
 - (3) 環境に配慮した都市の形成

- 基本目標4 豊かな環境の継承
 - 2. 環境を学び、育てる人づくり
 - (1) 環境教育・学習の場の整備

2-5 取手市地球温暖化防止実行計画(区域施策編・事務事業編) (令和8年3月改訂)

取手市地球温暖化防止実行計画※ 区域施策編では、基本目標4に「ゼロカーボンシティ※への取組」を掲げ、森林、緑地、農地の保全・整備施策が位置づけられています。

■計画の目的

地球温暖化対策に関する国内外の動向を踏まえ、本市の温室効果ガス排出量削減並びに気候変動への適応の取組を総合的かつ計画的に推進する。

■関連施策

基本目標4 ゼロカーボンシティへの取組

基本施策3 森林、緑地、農地の保全

- ・市有施設における、敷地の緑化や緑のカーテン等の取組を推進
- ・「アダプト・プログラム」等を活用した、市民等による緑化活動を支援
- ・緑地や農地の保全
- ・市街地における都市緑化の推進
- ・森林環境(譲与)税を活用した森林の保全(整備)等を検討
- ・遊休農地の活用方法を検討

2-6 取手市公園施設長寿命化計画(平成29年3月)

取手市公園施設長寿命化計画では、公園の安全対策、ライフサイクルコスト※縮減のため、施設内容に応じた管理類型を定め、類型ごとの管理方針を定めています。

■業務目的

老朽化が進む公園施設に対して安全対策の強化、ライフサイクルコスト削減並びに改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理の下で、既存ストックの長寿命化対策および計画的な改築、更新等を行う。

■管理類型・基本方針

- 予防保全型（安心安全への配慮が必要な遊戯施設、あずま屋、パーゴラ、便所等）
 - ・劣化や損傷を未然に防止しながらより安全に配慮しつつ適切に長寿命化
- 事後保全型
 - ・日常的な維持管理や点検を行い、機能しなくなった段階で施設を更新

2-7 スマートウエルネスとりでの推進(平成 26 年 2 月)

スマートウエルネスとりで[※]では、健康づくりとまちづくりを連動させた施策展開を目指し、まちを歩いて楽しめるような歩行者空間・景観等の整備が示されています。

■スマートウエルネスとりでの目指すところ

誰もが気軽に取り組める「歩く」ことを健康づくりの核としたまちづくりを行い、これまで健康づくりに無関心だった層を含む市民全体の行動変容を促し、子どもから高齢者までが健康で幸せに暮らせる新しいまちの実現を目指す。

■関連施策

1 健康づくり

(1) 元気な体をつくる運動の推進

日常的に街中を歩くことが楽しめるような区間を整備するなどして、まちを歩いて楽しめるような、歩行者にとって潤いのある都市景観づくりやウォーキングコースの整備を行い、歩くことで健康になるまちづくりを進める。

2-8 取手市子ども計画(令和 7 年 3 月)

取手市子ども計画では、子どもや若者、子育て世帯を対象に、成長をサポートする施策を定めており、公園・緑地に関連し、スポーツや自然体験などによる発育支援、遊び場・憩いの場としての公園づくり等が示されています。

■基本理念

人とかかわり 地域とかかわり とともに育つまち とりで

■関連施策

目指す未来 1 健全で安心な子育てをささえる

取組 3 スポーツ振興事業

・スポーツ大会の開催し、こどもの健やかな発育・健康増進等につなげる

取組 4 夏休み環境探求事業

・自然環境等での体験活動の場、学びのフィールド等を提供し、環境意識を向上

取組 7 子どもや子育て世帯にやさしい公園づくり

・子育て世帯が行きたくなる、集まりたくなる居場所、遊び場、憩いの場の提供

2-9 取手市地域防災計画(令和5年8月一部改正)

地域防災計画※では、防災空間としての公園・緑地の整備方針が示されるとともに、避難場所として公園や小学校等が38箇所、広域避難場所が7箇所指定されています。

■計画の目的

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し社会秩序を維持する。

■関連施策

震災対策編 第2章第2節第1 防災まちづくりの推進

2 防災空間の確保

(1) 公園・緑地等

- ・公園・緑地等は、市民の憩いの場所であるとともに、緊急避難場所ともなることから、地域の人口に応じた適正な配置と避難人口を勘案した防災拠点としての機能の拡充を図る。
- ・公園・緑地の防災拠点化を視野に入れた整備に向け、住区基幹公園等身近な公園・緑地における一時的な避難所機能の拡充を進める。

5 避難施設の整備

(2) 避難場所設置基準

- ・延焼火災、崖崩れ、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、安全が確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等を避難場所として選定・指定

(4) 広域避難場所の指定

- ・周辺市街地の大規模火災による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園・緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地を指定

■避難場所等分布図

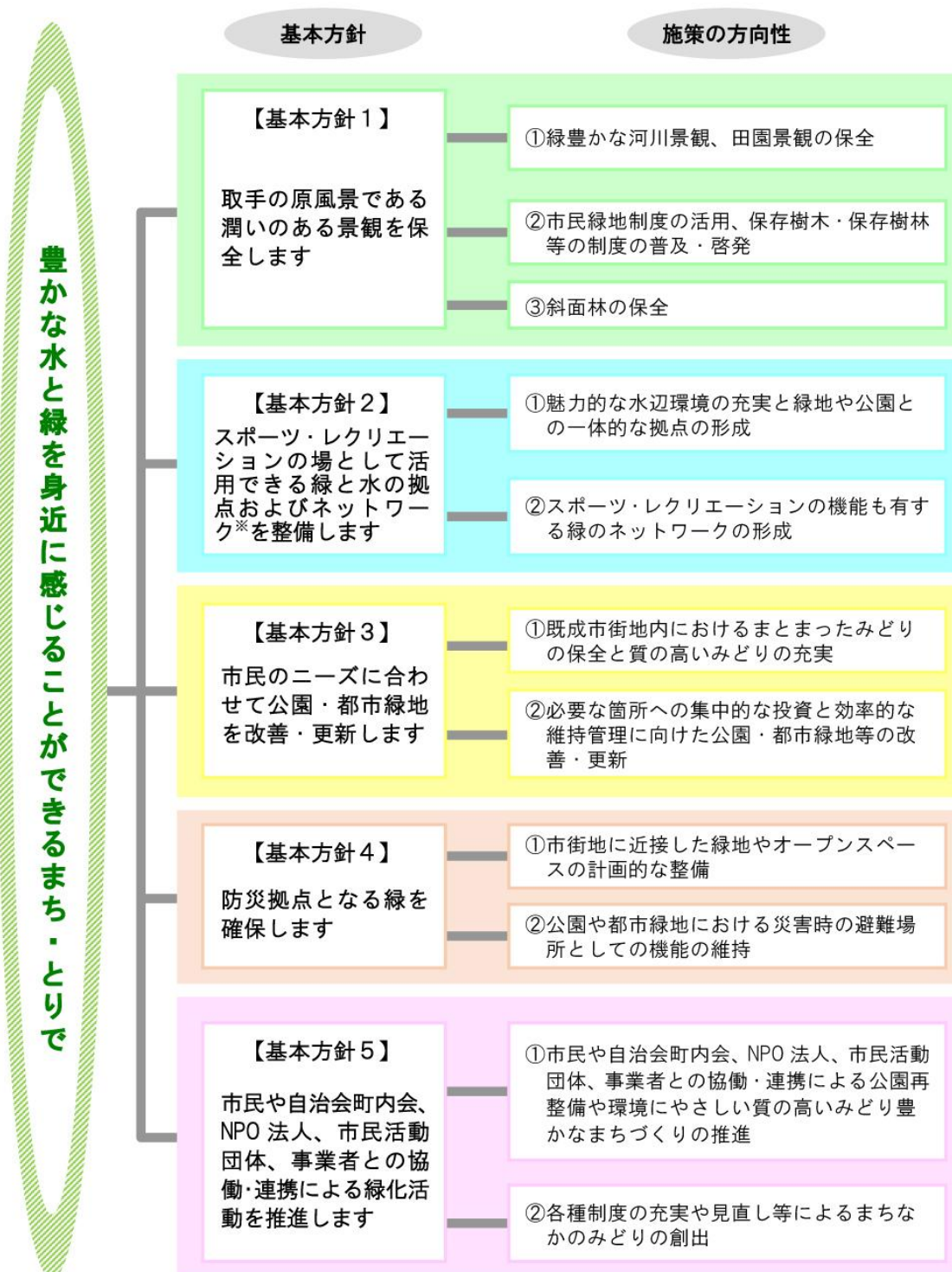


3 計画の進捗状況の評価

3-1 これまでの計画の概要

計画においては、これまで「豊かな水と緑を身近に感じることができるまち・とりで」をテーマとして、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を有効に発揮する以下の基本方針に基づき、施策を体系的に展開してきました。

■これまでの計画の概要



3-2 目標達成状況

緑地確保目標は、現状の維持を目指していましたが、計画策定時に対し、市街化区域^{*}において約6ha減、市全域（都市計画区域）において約9ha減となっています。

減少の主な要因は、山林及び生産緑地^{*}の減少となっています。

■緑地確保目標

	年度	市街化区域			都市計画区域		
		緑地面積 (ha)		構成比	緑地面積 (ha)		構成比
		区域	緑地	(%)	区域	緑地	(%)
計画策定時	H27	1,809.0	261.1	14.4	6,994.0	3,587.0	51.3
最終年次目標	R17		261.1	14.4		3,587.0	51.3
実績	R6	1,809.0	255.5	14.1	6,994.0	3,577.6	51.2

注) 計画策定時の緑地面積は、今回の見直しに伴い、集計項目を精査し再計算した値
実績値は、令和2年度都市計画基礎調査及び令和6年度末公園台帳一覧表等に基づく

都市公園^{*}整備水準（1人当たり面積）は、中間年次（令和7年度）目標に対し、都市計画公園^{*}では目標を達成、都市計画公園^{*}等では0.6㎡/人の不足となっています。

ただし、人口が計画策定時の推計よりも多く推移しており、1人当たり面積は低く算出され、公園等面積は、既存公園の拡張等により着実に増加しています。

なお、計画策定時に想定していた（仮称）井野小学校跡地の公園整備は、現在、未着手となっています。

■都市公園整備水準

	年度	都市計画 区域人口 (人)	参考値		目標値		
			面積 (ha)		1人当たり面積 (㎡/人)		
			都市公園	都市公園等	都市公園	都市公園等	
計画策定時	H27	106,570	86.9	212.4	8.1	19.9	
策定時	中間年次目標	R7	99,541	107.5	230.9	10.8	23.2
設定目標	最終年次目標	R17	90,276	107.4	231.1	11.9	25.6
実績	R6	105,981	114.0	239.4	10.8	22.6	

注) 都市公園等は、都市公園と公共施設緑地の合計

注) 都市計画区域人口は計画策定時の実績・推計値（R6は除く）に基づき、R6人口は住民基本台帳令和6年4月1日時点による

注) 参考値の都市公園・都市公園等面積は、1人当たり面積（目標値）に人口を乗じ算出

3-3 これまでの計画に基づく取り組み状況

これまでの計画では、5つの基本方針の実現に向けた56の施策のうち、45の施策が実施中、11の施策が未実施となっています。

未実施の施策としては、緑化等活動に関するネットワーク*づくり、助成制度等による支援、オープンガーデン*やコミュニティガーデン*の実施など、コロナ禍の影響などもあり、市民や市民団体、事業者との協働・連携による参加型の取り組みがやや停滞しています。

取り組みの評価としては、農地の保全・活用などにおいて、一定の成果が得られている一方、市民参加型の取り組みや斜面林の保全制度などの施策に課題がありました。

これらのことから、より実行性の高い施策へと見直しを図ります。

■ 施策の実施状況・達成状況

基本方針	施策の方向性	施策実施状況			施策達成状況			
		実施	未実施	計	A 目標達成 B 策定時より改善 C 横ばい D 策定時より後退			
					A	B	C	D
1 取手の原風景である潤いのある景観を保全します	① 緑豊かな河川景観、田園景観の保全	7	1	8	3	3	2	0
	② 市民緑地、保存樹木・保存樹林等の制度の活用	4	0	4	0	1	3	0
	③ 斜面林の保全	1	1	2	0	0	2	0
2 スポーツ・レクリエーションの場として活用できる緑と水の拠点およびネットワークを整備します	① 魅力的な水辺環境の充実と緑地や公園との一体的な拠点の形成	6	1	7	0	3	4	0
	② スポーツ・レクリエーションの機能も有する緑のネットワークの形成	3	0	3	1	2	0	0
3 市民のニーズに合わせて公園・都市緑地を改善・更新します	① 既成市街地内におけるまとまったみどりの保全と質の高いみどりの充実	5	0	5	0	2	3	0
	② 要な箇所への集中的な投資と効率的な維持管理に向けた公園・都市緑地等の改善・更新	4	0	4	0	4	0	0
4 防災拠点となる緑を確保します	① 市街地に近接した緑地やオープンスペースの計画的な整備	3	1	4	0	2	2	0
	② 公園や都市緑地における災害時の避難場所としての機能の維持	3	0	3	0	1	2	0
5 市民や自治会町内会、NPO法人、市民活動団体、事業者との協働・連携による緑化活動を推進します	① 市民や自治会町内会、NPO法人、市民活動団体、事業者との協働・連携による公園再整備や環境にやさしい質の高いみどり豊かなまちづくりの推進	8	6	14	2	4	6	2
	② 各種制度の充実や見直し等によるまちなかのみどりの創出	3	1	4	0	1	3	0
重複施策		2	0	2	1	1	0	0
合計		45	11	56	5	22	27	2

第1章 取手市の「みどり」の現況と課題

1 「みどり」の現況

1-1 「みどり」の量と分布

(1) 緑地面積・分布状況

本市の土地利用は、南西側の取手地域の市街地、東側の藤代地域の市街地、これら2地域を結ぶ国道6号沿道、市街化調整区域^{*}の田園地帯で構成されています。土地利用の割合は、農地、山林、水面、原野等の自然的土地利用が約6割、住宅、商業、工業用地等の都市的土地利用が約4割となっています。

既成市街地^{*}内のみどりは、公共施設等の施設緑地^{*}、大規模工場等の緩衝緑地^{*}、都市公園^{*}、山林等で構成され、その大半が山林で占めていますが、市街地内のみどりは限られます。

一方、田園地帯ではみどりの量が多く、その多くは農地で構成されています。その他、北部の小貝川沿い、南側の利根川沿いのみどりが分布しています。

緑地面積を集計した結果、当市における緑地率は約50%となっています。

■ 緑地面積の集計

緑地種別		集計年次・区分		計画策定時(H27)				実績(R6)				備考
				市街化区域		市全域		市街化区域		市全域		
		力所	面積(ha)	力所	面積(ha)	力所	面積(ha)	力所	面積(ha)			
都市公園	住区基幹公園	街区公園	119	13.8	138	23.3	127	14.5	146	24.1		
		近隣公園	6	18.1	6	18.1	6	18.0	6	18.0		
		地区公園	0	0.0	1	10.0	0	0.0	1	10.0		
		都市基幹公園	0	0.0	1	26.0	0	0.0	1	46.0		
	基幹公園計		125	31.8	146	77.4	133	32.4	154	98.0		
	都市緑地		4	1.7	5	7.2	5	2.7	7	13.8		
	緑道		1	1.5	3	2.2	3	2.2	3	2.2		
	都市公園計 ①		130	35.0	154	86.9	141	37.4	164	114.0	都市公園法規定公園	
	公共施設緑地 ②		51	52.1	113	130.4	47	50.6	100	125.4	未公告・県設置公園、市民緑地、ふれあい農園、学校等	
	都市公園等計 ③(=①+②)		181	87.1	267	217.3	188	88.0	264	239.4		
民間施設緑地 ④		—	127.1	—	510.7	—	124.4	—	508.8	ゴルフ場、山林		
施設緑地計 ⑤(=③+④)		—	214.2	—	728.0	—	212.4	—	748.2			
地域性緑地	緑地保全地区		0	0.0	1	35.0	0	0.0	1	35.0		
	生産緑地地区		121	29.8	121	29.8	107	26.0	107	26.0		
	その他法によるもの		—	14.5	—	2,986.8	—	14.5	—	2,986.2	農用地、河川区域	
	法によるもの計 ⑥		—	44.3	—	3,051.6	—	40.5	—	3,047.2		
	条例等によるもの ⑦		7	3.6	16	7.0	7	3.6	17	7.3	条例による保存緑地	
	小計 ⑧(=⑥+⑦)		—	47.9	—	3,058.6	—	44.1	—	3,054.5		
	地域性緑地間の重複 ⑨		0	0.0	1	0.2	0	0.0	2	0.5	河川区域×条例保存緑地	
地域性緑地計 ⑩(=⑧-⑨)		—	47.9	—	3,058.4	—	44.1	—	3,054.0			
施設・地域制緑地間の重複 ⑪		2	1.0	12	199.3	2	1.0	12	224.5	河川区域×ゴルフ場・公園等、山林×条例保存緑地		
緑地総計 ⑫(=⑩+⑪)		—	261.1	—	3,587.0	—	255.5	—	3,577.6			
都市計画区域面積 ⑬		—	1,809.0	—	6,994.0	—	1,809.0	—	6,994.0			
緑地率 (=⑫/⑬)		—	14.4%	—	51.3%	—	14.1%	—	51.2%			

注：計画策定時(H27)面積は、今回の見直しに伴い、集計項目を精査し再計算した値

■みどりの現況図

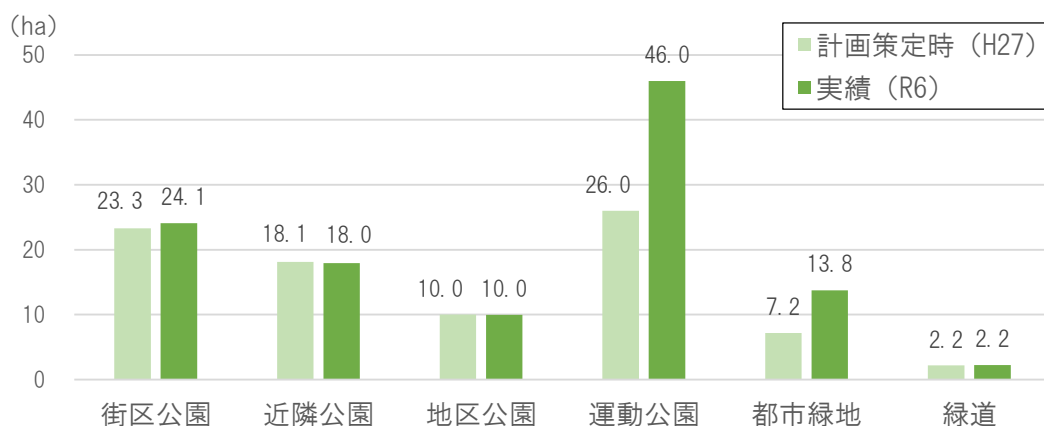


(2)都市公園の整備状況

街区公園^{*}、運動公園^{*}、都市緑地^{*}の面積が増加しています。

市街化区域^{*}には多くの街区公園^{*}に加え、ちびっこ広場等があり、ほぼ誘致圏は充足していますが、取手駅東側、藤代駅周辺など、一部誘致圏外の区域があります。

■都市公園面積の推移



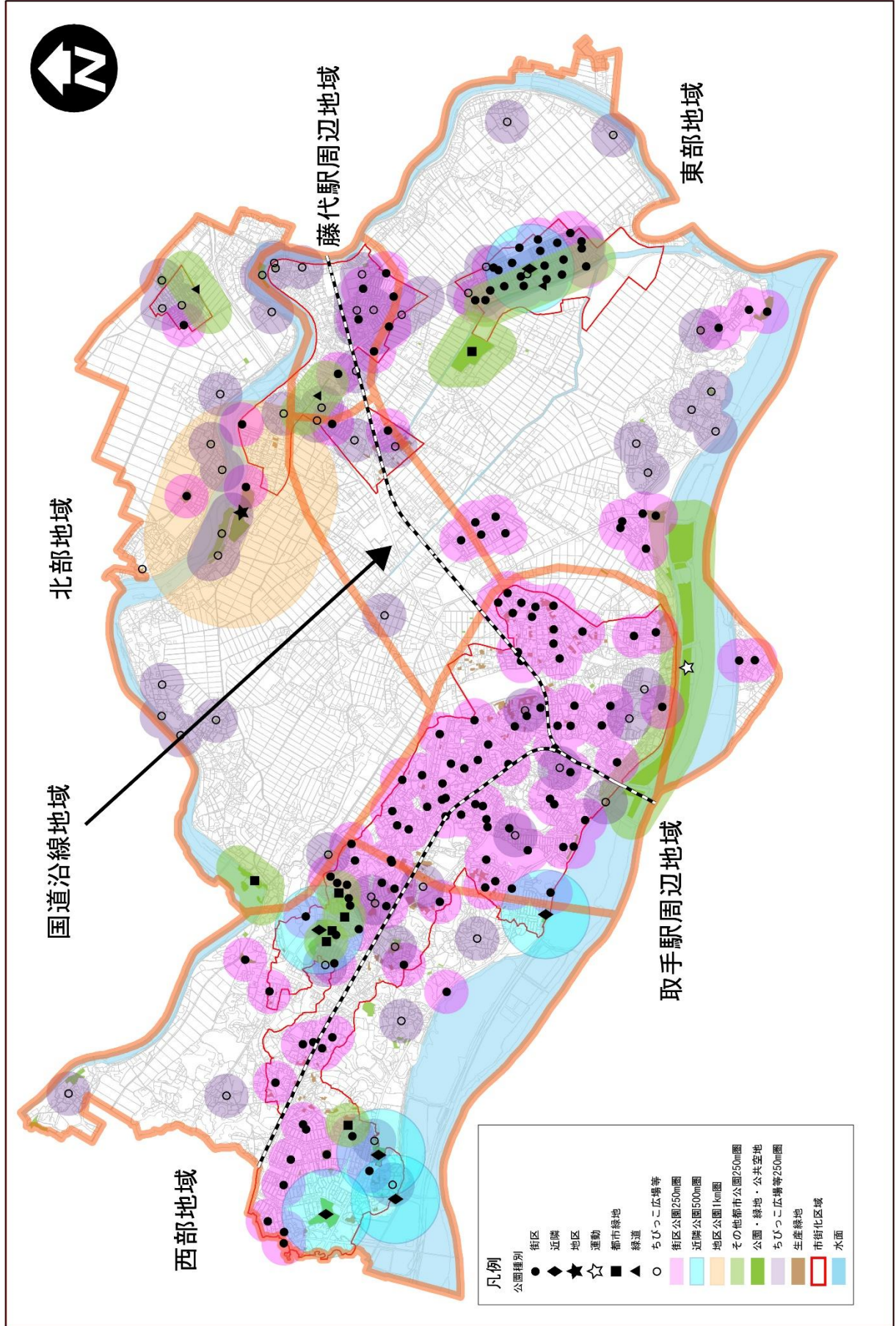
資料：都市計画基礎調査、公園台帳

■都市公園の種別・内容

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所あたり面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地 [*] 等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

資料：国土交通省都市局公園緑地・景観課ホームページより

公園及び都市緑地の分布と誘致圏



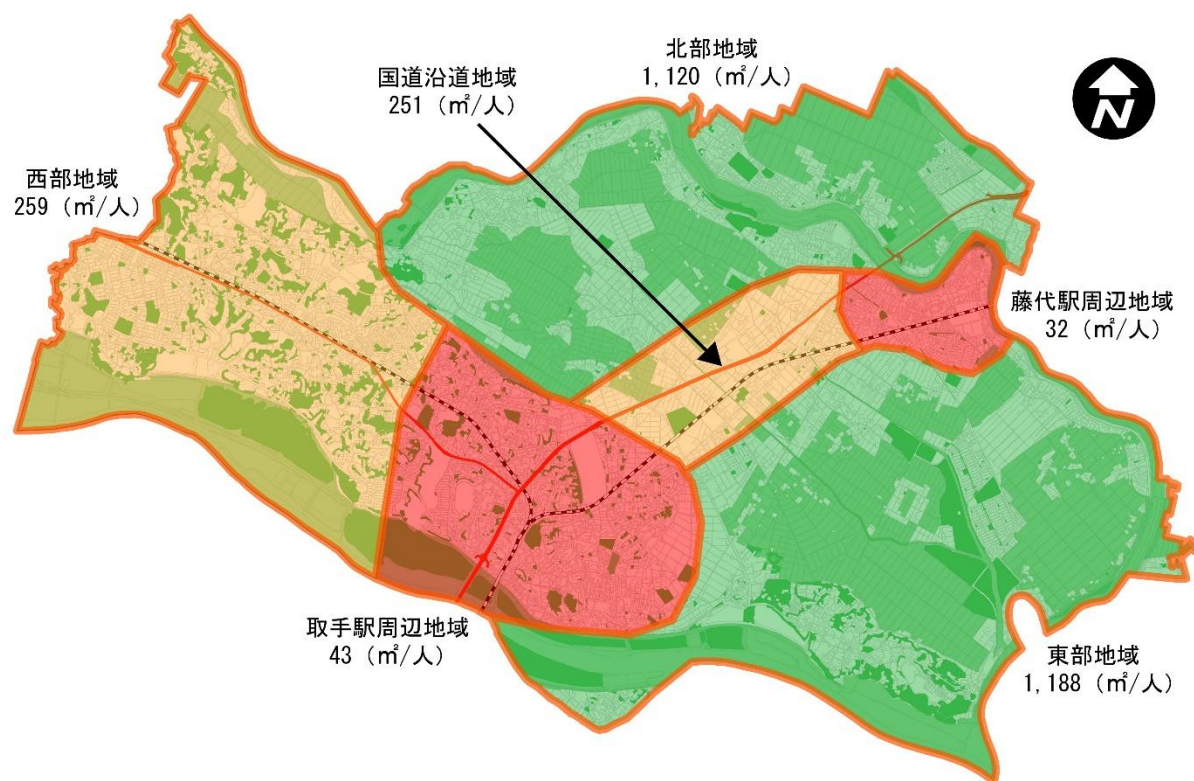
(3)一人あたり緑地面積

一人あたりの緑地面積は、田園地域である北部・東部の2地域で特に多くなっています。

次いで、市街地と田園が混在する西部地域、農地と集落・国道沿道の業務施設等が混在し、人口の少ない国道沿道地域で比較的多くなっています。

地域内の大半を市街化区域※が占める取手駅周辺・藤代駅周辺の2地域では特に少なくなっています。

■地域別の一人あたり緑地面積



地域区分	地域別緑地面積 ①	地域別人口 ②	一人あたり緑地面積 (①÷②)
取手駅周辺	180.1 ha	41,500 人	43 m ² /人
藤代駅周辺	34.2 ha	10,600 人	32 m ² /人
国道沿道	72.9 ha	2,900 人	251 m ² /人
北部	1,041.5 ha	9,300 人	1,120 m ² /人
東部	1,496.7 ha	12,600 人	1,188 m ² /人
西部	752.2 ha	29,100 人	259 m ² /人
合計	3,577.6 ha	105,900 人	338 m ² /人

注：人口は令和6年4月1日の住民基本台帳町丁別人口を地域別に集計し、100人未満を四捨五入した値

1-2 「みどり」に関する市民の意識

市では、「とりで未来創造プラン 2024」の策定に際し、市民意向調査を実施しており、同意向調査より、みどりに関する市民意識を整理します。

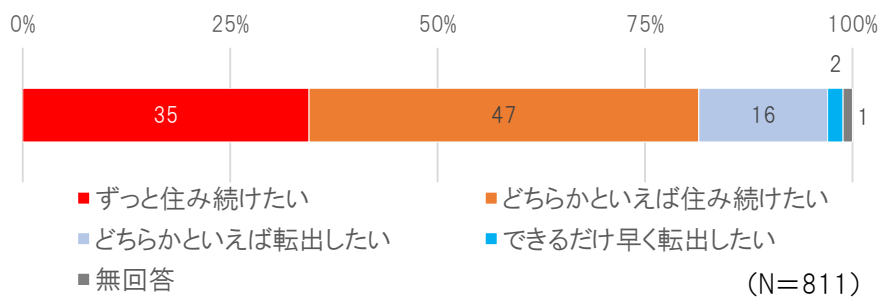
(1) 居留意向・住み続けたい理由

居留意向では、「ずっと住み続けたい」が35%、「どちらかといえば住み続けたい」をあわせると82%の市民が居住継続の意向を示しています。

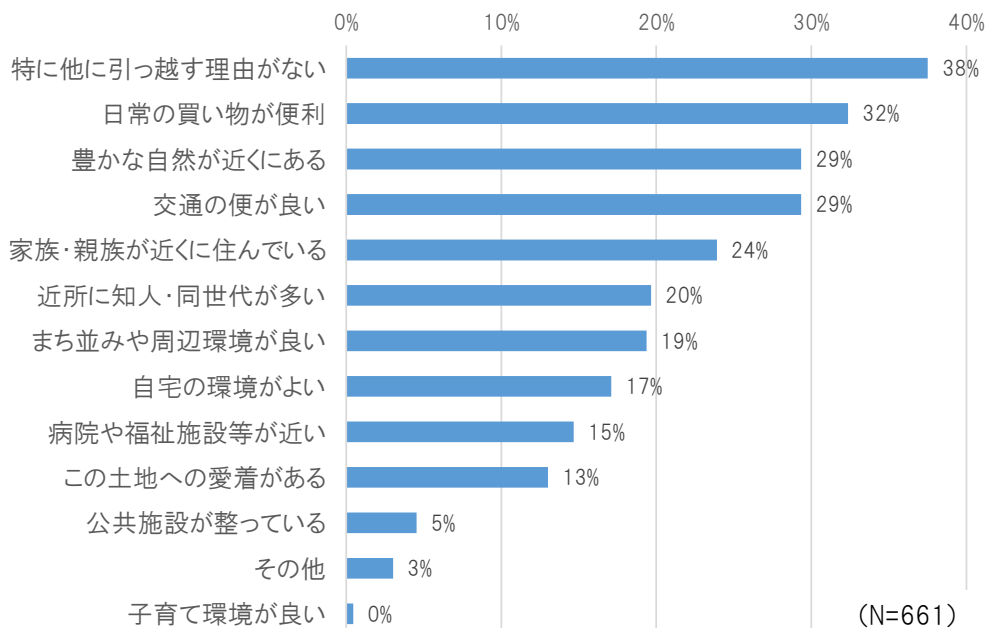
住み続けたい理由（3つまで回答）では、「特に他に引っ越す理由がない」を除く具体的な理由としては、買い物、交通の利便性ととも「豊かな自然が近くにある」が29%と多く、周辺に広がる水辺や田園環境などが評価されていると考えられます。

一方で、「街並みや周辺環境が良い」は19%となっており、市街地のみどりや公園、景観などはやや評価が低くなっています。

■ 居留意向



■ 住み続けたい理由



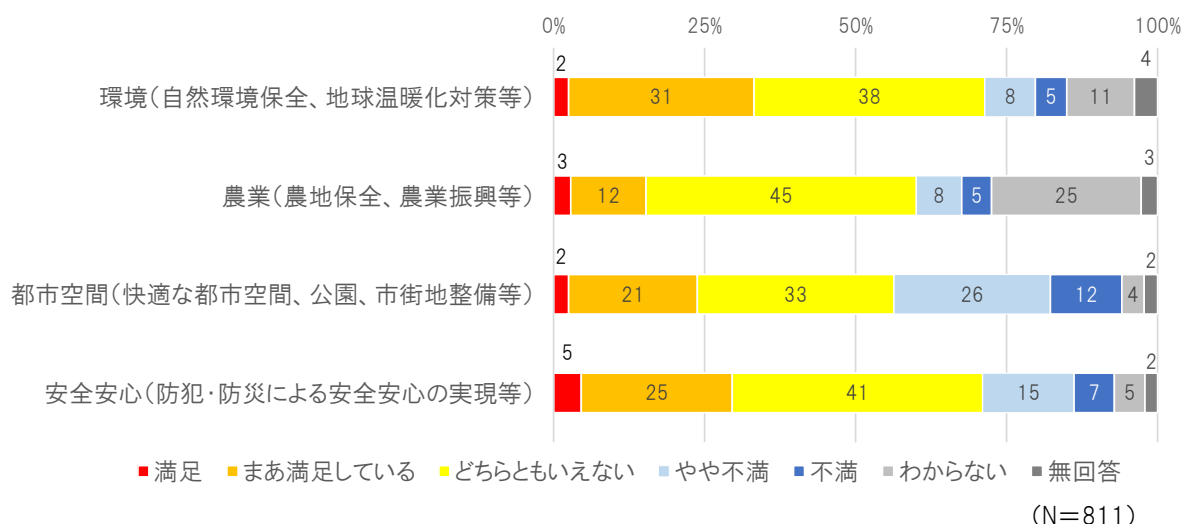
(2)「みどり」に関する分野別の満足度

公園・緑地等に関連する分野における満足度は以下のとおりです。

いずれの分野においても「どちらともいえない」が最も多くなっていますが、「環境（自然環境保全、地球温暖化対策等）」及び「農業（農地保全、農業振興等）」、「安全安心（防犯・防災による安全安心の実現等）」では、いずれも満足（「満足」と「まあ満足」の合計）が、不満（「やや不満」「不満」の合計）を上回っており、なかでも「環境」は、満足が不満を大きく上回り、評価する市民が多くなっています。

「都市空間（快適な都市空間、公園、市街地整備等）」は、「どちらともいえない」、「わからない」の比率が最も少なく、市民の関心の高い分野と考えられますが、不満が満足を上回っており、市街地内のみどり・公園・景観等に関し、不満を感じている市民が多いと考えられます。

■みどりに関する分野別の満足度



2 「みどり」に関する課題

2-1 グリーンインフラとしての「みどり」の活用

持続可能な社会の形成に向け、みどりをグリーンインフラ*ととらえ、その多面的な機能を活用し、社会の様々な課題解決に役立てていく視点が重要となっています。

本市の社会課題や関連計画の動向等を踏まえると、以下のようなみどりの多面的な機能を効果的に活用し、環境との共生や生活の質の向上に取り組んでいく必要があります。

■取手市におけるグリーンインフラ*活用の方向性

社会課題	グリーンインフラ*として期待されるみどりの機能
低炭素・循環型社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地を囲む広大な自然的土地利用によるヒートアイランド*の緩和 ・樹木・樹林による二酸化炭素吸収、緑陰等の提供 ・緑のカーテン、壁面・屋上緑化などによるエネルギー効率の向上 ・農地における環境保全型農業、地産・地消など循環型経済への貢献
自然環境・歴史環境の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・河川と田園を基盤とする郷土景観による安らぎの提供、地域への愛着の醸成 ・河川・農地・樹林地等の多様な生き物が生息・生育する場の確保 ・植栽地・非舗装地等による水源涵養
都市の魅力・にぎわいの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・再開発等のみどりを活かした空間デザインによる魅力的なにぎわい交流拠点の形成 ・地域の自然や歴史を活かした魅力ある観光資源による交流人口の取り込み
快適な暮らし・親密なコミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代のニーズに応える身近な公園による憩いの場の提供、散歩や立ち話などの交流機会の誘発 ・街路樹、公共施設・民間施設の緑化空間、住宅の生垣や庭木などのみどり豊かな街並みによる快適な住環境の形成 ・公園等の維持管理活動を通じたコミュニティの育成
子育て環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具等のある身近な児童公園等による安全な遊び場の提供 ・レクリエーション等の機能を備えた公園によるファミリーで楽しめる場の提供 ・みどり・水辺等を活かした公園による環境学習等の場の提供
健康・スポーツ等ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・運動・スポーツ等の機能を備えた公園による健康づくり・スポーツの場の提供 ・遊歩道、サイクリングロード等の安全・快適な歩行者・自転車空間の提供
災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地内の緑地・オープンスペースによる延焼防止効果の向上 ・斜面樹林等による土砂災害の抑制 ・身近な公園、大規模公園等による災害発生時の集合場所、安全な避難場所の提供

2-2 市の「みどり」の特性と課題

みどりの現況及び、前項で整理したグリーンインフラの活用の視点を踏まえ、本市のみどりの特性と課題を以下のとおり整理します。

(1) 郷土環境を構成する水辺・田園・樹林地の継承

- ・取手市の基盤となる自然環境・郷土景観は、市のシンボルともいえる利根川・小貝川とその河川敷等の良好な水辺環境、その周辺に広がる農地・集落など豊かな田園環境、屋敷林※・社寺林※・斜面林等の市街地や農村の近傍に残存する樹林地により支えられています。
- ・市民においても身近な自然環境に関する評価は高く、また、生き物の生息空間としても重要な場となっており、これら水辺・田園環境・樹林地の自然を維持・保全し、次代に継承していく必要があります。



(2) 水辺を活かした健康増進・レクリエーション機能の充実

- ・利根川や小貝川沿いには、スポーツ・レクリエーション機能等の充実した公園やサイクリングコース等が整備され、水辺環境を活かした取手ならではの公園として親しまれています。
- ・高齢化社会において健康づくりが社会課題として注目されるほか、子育て世帯への対応として、ファミリーで楽しめるレクリエーション等へのニーズが高まっており、健康増進・レクリエーション機能の一層の充実が求められます。



(3) まちの活性化を支える拠点空間の魅力化

- ・市では、少子高齢化・人口減少化が進む社会環境への対応として、コンパクトな都市構造※を目指し、その活性化の拠点として、都市機能誘導区域を指定し、開発事業等が推進・計画されています。
- ・市への定住・移住を促すうえで、これら拠点においては、利便性を高める都市機能の集積が



求められるほか、にぎわいを促す質の高い景観・交流空間の提供が重要であり、みどりを生かした快適かつ魅力的な空間デザインに努めていく必要があります。

(4)子育てやコミュニティの場となる身近な公園の充実

- ・市街地内には小規模な街区公園^{*}等は多く整備されていますが、近隣公園^{*}等の比較的規模の大きな公園は限られ、公園による多様な機能の提供は十分なものとはなっていません。
- ・近隣公園^{*}等が不足する地区において拠点的な公園の整備を検討しつつ、子育て世帯やコミュニティのニーズに応じた小規模公園の機能分担、施設改修を図るなど、既存の資源を生かした公園機能の充実に努めていく必要があります。



(5)暮らしを彩るみどり豊かな街並みの形成

- ・市のいくつかの街路では街路樹が整備され、良好な景観形成や快適な歩行者空間の提供に寄与しています。
- ・これら街路樹を保全するとともに、主要な都市拠点・公共施設等へのアクセスとなるなど、市民生活を支え、歩行者・自転車等利用の多い街路においては、街路樹の充実や更新、新たな街路樹整備等を検討していく必要があります。
- ・公共施設や民間施設の敷地内植栽、住宅の生垣・庭木等は、みどり豊かな街並みの基盤となるみどりであり、潤いのある生活環境を形成するうえで、これら敷地内緑地の保全・充実に努めていく必要があります。
- ・社寺林^{*}・屋敷林^{*}などは地域の歴史を留め、長い年月を経て生育した風格を備えたみどりであり、地域らしい景観を継承するランドマークとして、積極的な保全に努めていく必要があります。



(6)防災性を高めるみどりの保全・充実

- ・都市において緑地やオープンスペースは、市街地火災等の延焼防止効果を発揮するほか、被災時の安全な避難場所として重要な空間であり、市内の主要な公園・公共施設等は、避難場所・広域避難場所として指定されています。
- ・市街地内の防災性向上のため公園、緑地、農地などの保全に努めるほか、避難場所として指定される公園等において、防災機能の充実に努めていく必要があります。
- ・近年、地球温暖化の影響によりリスクが高まっている豪雨・土砂災害等に対しては、災害危険区域における開発抑制・樹林の保全等に努めるほか、雨水浸透や貯水機能などを踏まえた公園緑地の活用を検討していく必要があります。



(7)協働でみどりを育む体制づくり

- ・長期的な人口減少傾向が予想され、財源が限られる社会環境にあって、公園緑地の維持管理に関しては、計画的・効率的な取り組みが求められています。
- ・市民や NPO※等による公共のみどりの維持管理、自主的な緑化活動なども今後、一層重要性を増すものと考えられ、活動の場の提供や支援体制の構築が求められます。



第2章 「みどり」の将来像と目標

1 「みどり」の将来の姿

1-1 計画の基本理念

社会情勢の変化やグリーンインフラ[※]の観点を踏まえ、基本理念を発展的に見直すこととします。

自然との共生のもと、水とみどりを身近に感じ、
豊かな暮らしのできるまち・とりで

取手市は、利根川およびその支流である小貝川に囲まれた、水とみどりに恵まれた都市です。河川とその周辺には、豊かな自然や広大なレクリエーションスペースが広がり、市民に憩いの場を提供しています。また、市街地周辺にも多くの斜面林、田園景観が残り、身近な自然に日々触れることができます。

これらの美しく貴重な水とみどりの資源を市民共有の財産ととらえ、取手らしさの礎として、後世に引き継いでいく必要があります。

一方、人口減少時代への転換や、少子高齢化の一層の進展、コロナ禍を経た働き方・住まい方に関する人々の価値観の変化などを背景に、市では、立地適正化計画[※]を策定し、コンパクトなライフスタイルに向けた土地利用の誘導や都市拠点の整備等を進めつつあります。公園・緑地等においては、都市の景観の向上やにぎわい創出、コミュニティ醸成の場を提供するなど、人々の暮らしの質の向上への貢献が期待されます。

また、地球温暖化による気候変動・豪雨災害などが顕在化するほか、生物多様性[※]の重要性が再認識されるなど、持続可能な社会の実現に向け、都市と自然との共生が求められ、脱炭素化[※]・資源循環[※]など地球環境への貢献も重要な課題となっており、国や県と連携し、着実な取り組みを進めていく必要があります。

これらの背景を踏まえ、本計画では、「自然との共生のもと、水とみどりを身近に感じ、豊かな暮らしのできるまち・とりで」をテーマに、グリーンインフラ[※]としての「みどり」の保全・活用に取り組んでいくこととします。

1-2 計画の方針

取手市緑の基本計画は、環境保全、レクリエーション、にぎわい、コミュニティ、景観、防災、協働^{*}等の機能を有するみどりがその効果を発揮できるよう、相互に連携する形で系統的、計画的に配置されていることが重要です。

こうした考え方に立ち、本市ではみどり豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、以下に示す5つの基本方針を掲げます。

【基本方針1】 郷土の風景・自然を継承する水辺・里・森の保全

【基本方針2】 都市の魅力を高める水辺・みどりを活かした拠点形成と
ネットワーク化

【基本方針3】 豊かな暮らしを支える身近な公園・みどり豊かな街並みの
形成

【基本方針4】 防災・減災に寄与するみどりの充実

【基本方針5】 地域ぐるみでみどりを育て・守る活動の展開



【基本方針1】 郷土の風景・自然を継承する水辺・里・森の保全

取手市の原風景とも言えるみどり豊かな河川景観、田園景観、台地をふちどる斜面林や、歴史・文化とともに育まれてきた社寺林※・屋敷林※、巨木・古木を保全することで、潤いと安らぎのあるみどり豊かな景観、様々な生き物の生息・生育の場を保全します。



【基本方針2】 都市の魅力をもつ水辺・みどりを活かした拠点形成とネットワーク化

取手緑地運動公園※、藤代スポーツセンター、取手グリーンスポーツセンター周辺、高井城跡公園・岡堰周辺、北浦川緑地、神浦周辺地区、やすらぎ苑周辺をみどりと水辺の拠点として位置づけ、健康増進・スポーツ・レクリエーション等の場として、機能の充実を図ります。

また、取手駅・藤代駅・戸頭駅周辺、桑原地区をにぎわいや交流を育む活性化の拠点として位置づけ、開発事業等におけるみどりを活かした魅力的な空間デザインを誘導します。

これらをサイクリングロード、遊歩道等で結ぶことにより、まちの拠点空間に親しみ、心地よく利用できる環境を整えます。



【基本方針3】豊かな暮らしを支える身近な公園・みどり豊かな街並みの形成

市街地内の身近な公園について、様々な世代のニーズに応じた機能の更新・充実を図り、子育てや健康づくり、コミュニティ活動など、豊かな地域生活を支えるインフラとして活用します。

また、市街地内に残された樹林や、公共施設・民間施設の敷地内緑地、住宅の生垣や庭木など、まちなかのみどりを充実し、潤いある住環境・街並みの形成を図ります。



大鹿橋公園「インクルーシブ遊具」



ふれあい道路桜並木

【基本方針4】防災・減災に寄与するみどりの充実

市街地内の公園・緑地・オープンスペース※は、市街地火災に際し延焼防止の効果を果たすほか、災害発生時には、避難場所として機能します。

これらの防災機能を維持するために、公園・都市緑地※の機能強化を計画的に進めます。



とがしら公園「耐震性貯水槽」



北浦川緑地「耐震性貯水槽」

【基本方針5】 地域ぐるみでみどりを育て・守る活動の展開

緑地等の整備、維持管理活動の実施にあたっては、市民や自治会町内会、NPO[※]法人、市民活動団体、事業者それぞれの協力・役割分担のもと緑地の整備、緑化活動や維持管理活動等を推進し、地域住民や事業者との協働[※]によるみどりが豊かなまちづくりを目指します。

また、緑化・維持管理活動を推進するための、みどりを大切にする意識の醸成や各種制度の充実や見直しを行い、関係者に広く周知することで、まちなかのみどりの創出を支援します。



公園改善策についての意見交換



小貝川河川敷「小貝川フラワーカナル」

1-3 「みどり」の将来構造

基本方針を踏まえ、次頁に示す、拠点・ゾーン・ネットワーク※を本市のみどりの将来構造とし、基本理念の実現を目指します。

これまでの計画に対し、開発・都市整備事業等により都市機能の充実やみどりを活かした空間デザインの創出が期待される「中心拠点」、「地域拠点」、「新規活力創造拠点」を新たに設定しました。

上記の拠点設定に伴い、取手駅周辺市街地を環状に結び、市街地から「中心拠点」や「新規活力創造拠点」、「みどりと水の拠点」へのルートともなる「とりかん」を新たに「みどりのネットワーク」として設定しました。

また、自然環境を活かしつつ新規公園の整備を予定するやすらぎ苑周辺を、新たに「みどりと水辺の拠点」として位置づけました。



2 「みどり」の将来目標

2-1 計画のフレーム

緑の基本計画の将来目標を定めるにあたり、前提条件となる人口の見通し、市街化区域*規模は、以下のとおりとします。

(1)人口の見通し

とりで未来創造プラン 2024 における人口見通しに基づき、以下のとおりとします。

区 分	現状 (令和 6 年)	中間年次 (令和 14 年)	目標年次 (令和 20 年)
市全域	105,908 人	98,674 人	92,354 人

注) 令和 14 年人口は、令和 15 年・令和 20 年の推計人口を按分して算出

(2)面積

桑原地区の市街化区域編入を見込み、以下のとおりとします。

区 分	現状 (令和 6 年)	中間年次 (令和 14 年)	目標年次 (令和 20 年)
市街化区域	1,809 ha	1,876 ha	1,876 ha
市全域	6,994 ha	6,994 ha	6,994 ha

2-2 「みどり」の目標水準

(1)緑地確保目標

取手市は、市内の、みどりの面積が 50%を占めており、自然豊かな環境となっていますが、今後、人口減少やそれによる税収減少が進む中で、どのように「みどり」を維持していくのかが大きな課題となっています。

目標年次（令和 20 年）における緑地確保目標は、現状の緑地の維持とします。

■目標年次(令和 20 年)における緑地の確保目標

区 分	区域面積 ①	緑地面積 ②	区域面積に 占める割合 (②÷①)
市街化区域	1,876 ha	概ね 256 ha	13.6%
市全域	6,994 ha	概ね 3,578 ha	51.2%

(2)都市公園^{*}等として整備すべき緑地の目標

都市公園^{*}等の施設として整備すべき緑地の目標量は、本市の公園緑地の現況や関連事業等を考慮して次のように定めます。

今後の都市公園^{*}等整備の見通しとして、井野小学校跡地の整備（1.5ha）、北浦川緑地の拡張（4.0ha：現況 8.5ha→拡張後 12.5ha）、桑原地区開発に伴う新規公園（2.0ha）、合計 7.5ha の増加を見込むこととします。

また、参考値として1人あたり都市公園等面積を示します。

■都市公園等の整備目標

区 分		現状 (令和6年)	中間年次 (令和14年)	目標年次 (令和20年)
市全域	都市公園	114.0 ha	120.0 ha	121.5 ha
	都市公園等	239.4 ha	245.4 ha	246.4 ha

<参考値：1人あたり都市公園等面積>

区 分		現状 (令和6年)	中間年次 (令和14年)	目標年次 (令和20年)
市全域	都市公園	10.8 m ² /人	12.2 m ² /人	13.2 m ² /人
	都市公園等	22.6 m ² /人	24.9 m ² /人	26.7 m ² /人

注) 都市公園等は、都市公園と公共施設緑地を合算した値。

<都市公園等の整備見通し（増加面積）>

整備事業	現状 (令和6年)	中間年次 (令和14年)	目標年次 (令和20年)
井野小学校跡地の整備	0.0 ha	0.0 ha	1.5 ha
北浦川緑地の拡張	0.0 ha	4.0 ha	4.0 ha
桑原地区新規公園	0.0 ha	2.0 ha	2.0 ha
計	0.0 ha	6.0 ha	7.5 ha

(3)その他補助指標

その他、みどりの創造・保全等施策の進捗状況を把握する補助的な指標として、以下の目標を設定します。

補助的指標	現状 (令和6年)	中間年次 (令和14年)	目標年次 (令和20年)
条例による保存緑地面積 (個所数)	7.3 ha (17箇所)	7.4 ha (18箇所)	7.5 ha (19箇所)
条例による保存樹木樹林延長 (個所数)	591.4 m (3箇所)	610 m (4箇所)	620 m (5箇所)
条例による保存樹木本数	78 本	83 本	86 本
耕作面積	213,500 a	213,500 a	213,500 a
市民貸農園面積	108 a	108 a	108 a
イベント等公園使用許可申請数	97 件	100 件	100 件
公共施設の里親制度登録団体数	56 団体	56 団体	56 団体
市民アンケートにおける「豊かな自然が近くにある」と回答した割合	29 % (R5年調査)	30 %	35%



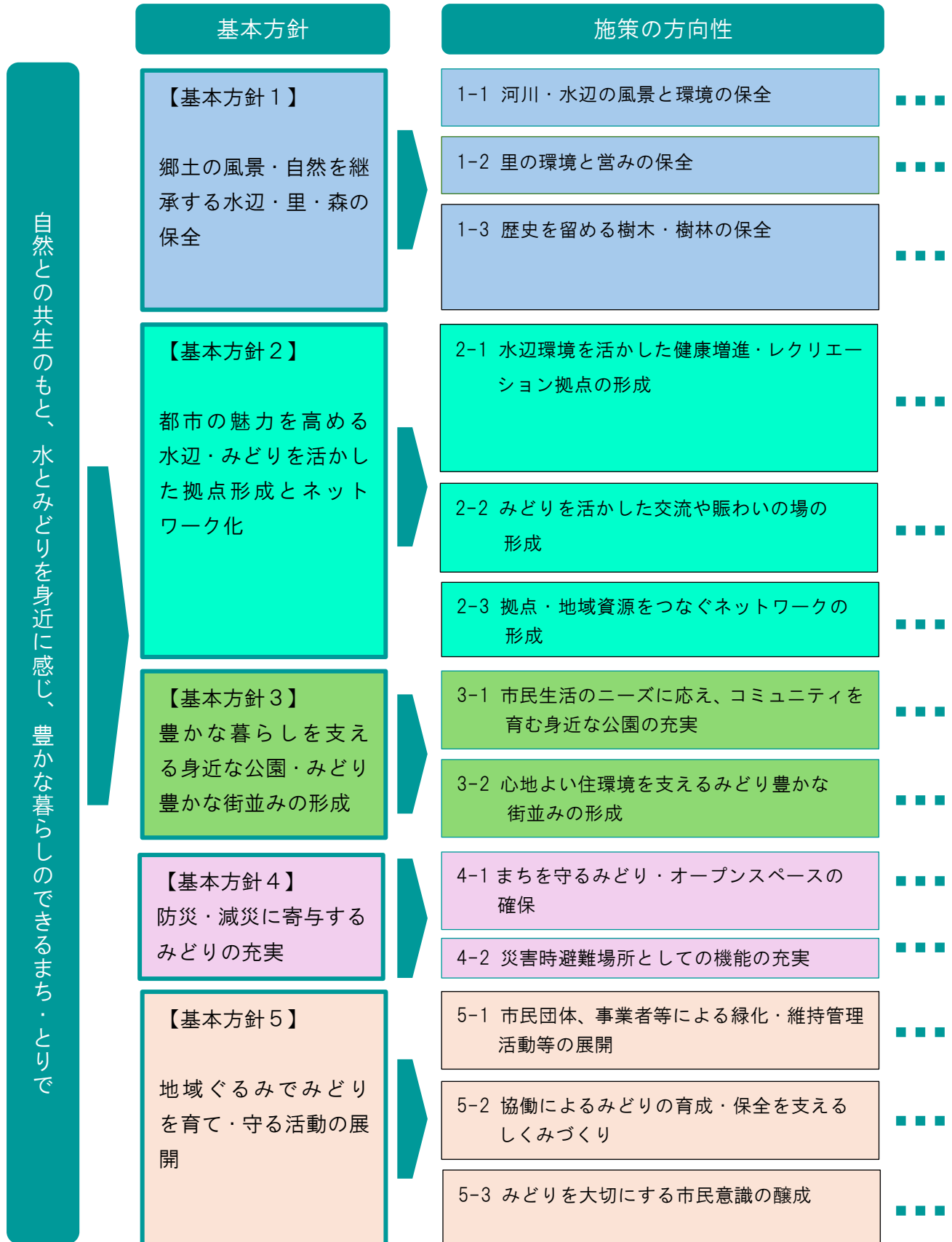
上高井 神明神社（保存緑地第2号）



取手緑地運動公園少年野球場

3 施策の体系

計画の理念・将来像の実現に向け、先に掲げた 5 つの基本方針に基づき、施策を体系的に展開します。



個別施策

- 施策 1 水辺環境の保全
- 施策 2 水辺景観の魅力向上
- 施策 3 近郊緑地保全区域の保全
- 施策 4 稲戸井調節池整備における自然環境保全

- 施策 5 田園景観の保全
- 施策 6 農に参加する機会の創出
- 施策 7 農を通じた生活空間の充実
- 施策 8 田園風景を活かした交流拠点づくり

- 施策 9 地域の特色を活かしたみどりの保全・形成
- 施策 10 歴史あるみどりの周知
- 施策 11 緑地の保存制度の活用
- 施策 12 斜面林の保全
- 施策 13 斜面林保全の優先度評価の実施
- 施策 14 森林環境税を活用した緑地保全や緑化推進施策の検討

- 施策 15 オープンスペースの確保
- 施策 16 みどりの拠点の環境と景観の保全
- 施策 17 取手緑地運動公園の利用しやすさの向上
- 施策 18 自然と歴史に親しむ拠点の利用のしやすさの向上
- 施策 19 みどりと水辺の拠点の利用のしやすさの向上
- 施策 20 みどりと水辺の拠点の景観形成
- 施策 21 自然資源の観光資源活用
- 施策 22 北浦川緑地の拡充によるにぎわいの創出
- 施策 23 やすらぎ苑周辺整備

- 施策 24 みどりの適正な維持管理と集客施設の緑化
- 施策 25 取手駅西口周辺地区におけるみどりを活かしたにぎわい空間の演出
- 施策 26 藤代駅北口整備事業に伴う街路樹等の充実
- 施策 27 桑原地区における開発計画に合わせた上質な公園・都市緑地等の整備

- 施策 28 水辺の環境づくり
- 施策 29 サイクリングロード未整備区間の整備
- 施策 30 街路樹の維持・管理
- 施策 31 都市軸となる街路等の緑化・修景の検討

- 施策 32 公園の空白域への公園・緑地等の確保
- 施策 33 井野小学校跡地の整備
- 施策 34 公園施設の長寿命化対策
- 施策 35 ニーズを踏まえた公園整備
- 施策 36 公園のバリアフリー化

- 施策 37 住宅地や事業所の良好な環境形成
- 施策 38 大規模工場と住宅地との共生
- 施策 39 低未利用土地の利活用
- 施策 40 都市計画法制度を活用した農地の保全

- 施策 41 都市内のみどり環境の整備
- 施策 42 市民緑地の整備
- 施策 43 公園・緑地の積極的な整備
- 施策 44 井野小学校跡地の避難場所等への活用

- 施策 45 防災機能の充実
- 施策 46 多目的機能の確保
- 施策 47 避難場所としての整備

- 施策 48 市民参加によるみどりの整備の推進・支援
- 施策 49 地元との協働・連携による潤いのある都市空間の形成
- 施策 50 緑地等の積極的な保全・管理

- 施策 51 みどりの保全活動の担い手づくり
- 施策 52 みどりの活動に関するネットワークづくり
- 施策 53 みどりに関する情報提供の実施
- 施策 54 みどりの創出のための制度の活用と拡充
- 施策 55 優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の活用

- 施策 56 環境学習の支援・推進
- 施策 57 みどりに関するイベントの開催
- 施策 58 市民との協働によるみどりの地域資源の発掘
- 施策 59 緑のカーテンコンクールの実施

第3章 「みどり」の施策の展開

基本方針から展開される、より具体的な取り組みの方向として、基本方針ごとに「みどり」の施策の方向性とその内容を示します。

1 郷土の風景・自然を継承する水辺・里・森の保全

施策の方向性 1-1 河川・水辺の風景と環境の保全

取手市を特徴づける利根川や小貝川等の水辺の風景と自然を保全し、郷土らしさを後世へと継承していきます。

施策1	水辺環境の保全【継続】
内容	利根川や小貝川、北浦川や古利根の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正な保全を図ります。

施策2	水辺景観の魅力向上【継続】
内容	河川敷では周辺の眺望環境の整備を推進して水辺景観の魅力向上を図り、観光資源としてまちづくりに活用していきます。

施策3	近郊緑地保全区域 [*] の保全【継続】
内容	牛久沼の良好な水辺空間を活かして、近郊緑地保全区域 [*] を中心に良好な水辺環境の保全を図るとともに、牛久沼の周辺市や関係機関と連携を図ります。

施策4	稲戸井調節池整備における自然環境保全【新規】
内容	国が進める稲戸井調節池整備について、国・関係機関との連携のもと、洪水調節機能の充実のほか、水辺の自然環境の保全・再生等について、意見交換を図っていきます。

施策の方向性 1-2 里の環境と営みの保全

河川沿いの低地に広がる良好な田園環境を継承するため、農地・農業の保全に努めるとともに、ふれあい農園や農産物直売所など、市民が農業に親しめる場として活用します。

施策5	田園景観の保全【継続】
内容	遊休農地の解消等を目的に行っているふれあい農園（貸し農園）事業を継続し、市街地周辺に広がる良好な田園景観を保全します。

施策6	農に参加する機会の創出【継続】
内容	地域の新鮮な農産物を身近な場所で手に入れたり、野菜づくりができたりするよう、農に参加する機会を創出します。

施策7	農を通じた生活空間の充実【継続】
内容	農や食の文化を育む空間と生活を充実させ、居住者の地域意識が芽生えるよう、豊かな農地や、作物を有効活用した生活・交流空間の充実を図ります。農作物直売所等を交流空間として活用します。

施策8	田園風景を活かした交流拠点づくり【継続】
内容	広大な田畑が広がる北部地域や東部地域、西部地域の一部では、これらの田園風景を活かし、地域における交流空間の機能をさらに高めるため、利用者が自転車等で往来できるようなネットワーク*の充実を図ります。

施策の方向性 1-3 歴史を留める樹木・樹林の保全

歴史ある社寺林*や屋敷林*、丘陵部を縁取る斜面林など、古くからのみどり豊かな風景を伝える樹木・樹林を保全するため、条例や協定等の制度を活用し、所有者との連携のもと、市民の共有財産として維持管理に努めます。

施策9	地域の特色を活かしたみどりの保全・形成【継続】
内容	保全すべき社寺林*・屋敷林*、巨木・古木について、条例に基づく保存樹木制度を活用し、地域の特色を活かした個性豊かなみどりの保全・形成を図ります。

施策 10	歴史あるみどりの周知【継続】
内容	歴史ある社寺林*や、保存樹木に指定された巨木・古木等については、その価値を広く市民に周知して市民の理解と関心を高めます。

施策 11	緑地の保存制度の活用【継続】
内容	一定のまとまりある住宅地やその周辺に残された樹林のうち、市街地の無秩序な拡大を防ぐ樹林地、社寺林*等と一体となって歴史的・文化的価値を有する樹林地については、現行の保存緑地等指定制度の活用を推進します。

施策 12	斜面林の保全【継続】
内容	市街地やその周辺に見られる丘陵地等の斜面に存在する斜面林は本市の特徴的な景観を形成しています。保存が必要な斜面林等については、土地所有者の負担を軽減する支援策を検討するとともに、土地所有者への情報提供を行い保全を図ります。

施策 13	斜面林保全*の優先度評価の実施【継続】								
内容	<p>斜面林については、地域における重要性、安全性等から客観的な指標に基づき優先度を評価し、優先度に応じた施策を展開します。</p> <p>■優先度の評価の考え方（イメージ） 斜面林保全*の優先度の評価方法は、地域における重要性、地権者の理解・協力、安全性を総合的に評価します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">① 地域における重要性</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 地権者の理解・協力</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 危険性 (急傾斜地の指定有無等)</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①+②+③ 総合評価（優先度）</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	① 地域における重要性		② 地権者の理解・協力		③ 危険性 (急傾斜地の指定有無等)		①+②+③ 総合評価（優先度）	
① 地域における重要性									
② 地権者の理解・協力									
③ 危険性 (急傾斜地の指定有無等)									
①+②+③ 総合評価（優先度）									

施策 14	森林環境税を活用した緑地保全や緑化推進施策の検討【新規】
内容	<p>森林環境(譲与)税を活用した森林の保全(整備)を検討します。</p> <p>■森林環境税 森林環境税は、令和6年度より1人年額1,000円を市町村が賦課徴収する国税で、市町村による森林整備の財源として、市町村と都道府県に対し、客観的な基準で按分し譲与されます。</p>

2 都市の魅力を高める水辺・みどりを活かした 拠点形成とネットワーク化

施策の方向性 2-1 水辺環境を活かした健康増進・レクリエーション 拠点の形成

取手緑地運動公園[※]、藤代スポーツセンター、取手グリーンスポーツセンター周辺、高井城跡公園・岡堰周辺、小貝川リバーサイドパーク周辺、北浦川緑地、神浦周辺地区、やすらぎ苑周辺をみどりと水辺の拠点として位置づけ、市民がみどりや水辺に親しみながら、スポーツ大会やスポーツ教室等を楽しめる場として利用できる公園や緑地としての機能を充実させます。

施策 15	オープンスペース [※] の確保【継続】
内容	取手緑地運動公園 [※] 、藤代スポーツセンター等の市街地に近接する区域については、総合的な運動公園 [※] として整備された機能を活用しながら、周辺施設とも連携を図る等、連続したオープンスペース [※] の確保を図ります。
施策 16	みどりの拠点の環境と景観の保全【継続】
内容	取手グリーンスポーツセンターでは、健康づくりやスポーツ・レクリエーションの機能も有するみどりの拠点として、良好な環境と景観の保全を図ります。
施策 17	取手緑地運動公園 [※] の利用のしやすさの向上【新規】
内容	取手緑地運動公園 [※] は、広い河川空間を活用してスポーツや川に親しむ活動ができる拠点であり、小堀の渡しや旧取手宿本陣染野家住宅等の歴史と親しむことができる拠点でもあります。より多くの市民が利活用しやすくなるよう、広場等の配置換えを伴う改修を行います。
施策 18	自然と歴史に親しむ拠点の利用のしやすさの向上【継続】
内容	高井城址公園、岡堰・中の島、岡台地の大日山古墳史跡の連携を図り、自然と歴史に親しむことができる拠点地区として利用のしやすさの向上を図ります。
施策 19	みどりと水辺の拠点の利用のしやすさの向上【継続】
内容	小貝川リバーサイドパークは、藤代スポーツセンターや県南総合防災センター、フラワーカナル等周辺施設と一体となったみどりと水辺の拠点として利用のしやすさの向上を図ります。

施策 20	みどりと水辺の拠点の景観形成【継続】
内容	神浦周辺地区や岡堰は、みどりと水辺の拠点として、魅力的な景観形成を図ります。

施策 21	自然資源の観光資源活用【継続】
内容	低地に広がる優良農地や丘陵地周辺の斜面林、利根川、小貝川や古利根の水辺空間等の自然資源を保全し、観光資源等として活用します。

施策 22	北浦川緑地の拡充によるにぎわいの創出【新規】
内容	北浦川緑地は北浦川沿いの田園の中に広がる公園であり、大型複合遊具のある広場やスケートボードパーク、人工芝サッカー場などが整備され、様々な世代が集える特色のある公園となっています。さらに拡張整備をすることによって、みどりと水辺の拠点としての魅力向上を図ります。

施策 23	やすらぎ苑周辺整備【新規】
内容	やすらぎ苑周辺において、斜面林等の自然環境を活かしながら、魅力的な遊具等を配した公園を、地元や関係団体との協働で設置することで、子どものみならず子育て世代、高齢者が集える空間の整備を図ります

施策の方向性 2-2 みどりを活かした交流や賑わいの場の形成

取手駅周辺を「中心拠点」、藤代駅周辺を「地域拠点」、桑原地区を「新規活力創造拠点」として位置づけ、集合住宅や集客施設などの開発、道路整備等を契機として、みどりを活かした交流空間の創出や質の高い街並みを誘導し、魅力ある拠点空間の形成を図ります。

施策 24	みどりの適正な維持管理と集客施設の緑化【継続】
内容	駅周辺等の拠点性の高い施設や、公共施設の植栽地等については、適正な維持管理に努めます。また、集客施設については、積極的な緑化の呼び掛けを行います。

施策 25	取手駅西口周辺地区におけるみどりを活かしたにぎわい空間の演出【新規】
内容	取手駅西口周辺地区において、人々の滞留や回遊の場となる広場・歩行者空間を確保するとともに、みどりを活かした魅力的な空間デザインが施されるよう、事業関係者との調整を図ります。

施策 26	藤代駅北口整備事業に伴う街路樹等の充実【新規】
内容	藤代駅北口道路整備事業にあわせ、歩行空間を確保するほか、街路樹等の植栽を検討するなど、潤いある街路空間の形成に努めます。

施策 27	桑原地区における開発計画に合わせた上質な公園・都市緑地等の整備【新規】
内容	桑原地区の土地区画整理事業※を推進し、大規模集客施設を核とした新たな多機能拠点の形成を誘導するとともに、自然空間を活用した野外活動機能や河川空間と一体となった親水機能を導入するなど、隣接の田園空間、調整池、相野谷川の水辺空間を活用した魅力あるにぎわい・交流拠点の創出に向け、関係事業者と調整を図ります。

施策の方向性 2-3 拠点・地域資源をつなぐネットワークの形成

みどりと水辺の拠点を結ぶ、水辺の遊歩道、サイクリングロード等を整備し、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めるほか、スポーツ・レクリエーション機能を併せもつ水のネットワーク※やみどりのネットワーク※を形成します。

にぎわい交流拠点や、拠点的な公共施設等への主要アクセスとなる道路においては、街路植栽や沿道緑化等の充実を図り、快適な歩行者・自転車空間が形成されるよう努めます。

これらが充実することにより、市民全体の健康づくりのために、気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、子どもから高齢者までが健康で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

施策 28	水辺の環境づくり【継続】
内容	小貝川沿いの地区では県道取手常総自転車道線の利用を促進するとともに、遊歩道やベンチ等休憩施設の整備により、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めます。

施策 29	サイクリングロード未整備区間の整備【継続】
内容	利根川沿い、小貝川沿いのサイクリングロード未整備区間については、ネットワーク※の連続性を確保し機能の充実を検討します。 稲戸井調節池の区域については、国や隣接する守谷市と連携しながら堤防を利用したサイクリングロード等の整備を進めます。

施策 30	街路樹の維持・管理【継続】
内容	みどりのネットワーク※として活用するために、幹線道路の既存の街路樹について、取手市緑化ガイドラインに基づき、適正な維持・管理に努めます。

施策 31	都市軸となる街路等の緑化・修景の検討【新規】
内容	取手駅西口中心拠点と利根川沿いの市街地や田園地域を結び、幹線機能を担うふれあい道路において、みどり豊かな街路景観の維持や安全への配慮のもと、街路樹の更新や雨水排水対策等の施策を検討するなど、快適な道路空間の形成に努めます。

3 豊かな暮らしを支える身近な公園・みどり豊かな街並みの形成

施策の方向性 3-1 市民生活のニーズに応え、コミュニティを育む 身近な公園の充実

市街地において街区公園[※]等の存在しない空白域の解消に向け、地域住民と協働[※]し、身近に感じられる公園等の整備について検討します。

既存公園については、取手市都市公園[※]施設長寿命化計画に基づく長寿命化に取り組むほか、地域ニーズを踏まえた施設・機能の更新や、バリアフリー化に取り組みます。

施策 32	公園の空白域への公園・緑地等の確保【継続】
内容	空白域への公園・緑地等の確保に向けて、空白域に居住する市民との協働 [※] で身近に感じられる公園等の整備について検討します。

施策 33	井野小学校跡地の整備【継続】
内容	井野小学校跡地は、緑化されたオープンスペース [※] として整備し、健康づくりやイベント等を通じて市民が気軽に集い、憩い、楽しめる空間をつくることで、周辺市街地の環境や魅力の向上につなげていきます。

施策 34	公園施設の長寿命化対策【継続】
内容	取手市都市公園 [※] 施設長寿命化計画に基づき、対策優先順位の高い公園の遊具、休憩施設等の改修・更新の長寿命化対策を継続して行います。

施策 35	ニーズを踏まえた公園整備【継続】
内容	遊具、休憩施設等の改修・更新や、施設内の樹木等の管理について、子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ、地域と協議して実施します。

施策 36	公園のバリアフリー化【継続】
内容	多くの人が日常的に利用する公園については、高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が安心して利用できるように新たな公園や再整備にあわせバリアフリー化を図ります。

施策の方向性 3-2 心地よい住環境を支えるみどり豊かな街並みの形成

心地よいみどり豊かな住環境を形成するため、住宅地内の事業所・工場等において住環境と調和する緩衝緑地[※]の創出・保全を促します。

また、低未利用土地[※]を活用したみどりの確保を検討するほか、生産緑地[※]制度を活用するなど、潤いある住環境の形成を図ります。

施策 37	住宅地や事業所の良好な環境形成【継続】
内容	住宅地や事業所が混在する地区においては、道路沿線地域の緑化、緩衝緑地 [※] の創出等の配慮により、良好な環境形成を図ります。
施策 38	大規模工場と住宅地との共生【継続】
内容	住宅地の中の大規模工場においては、周辺の斜面緑地を緩衝緑地 [※] として保全する等、住宅地との共生に配慮した環境形成を図ります。
施策 39	低未利用土地[※]の利活用【新規】
内容	市内の低未利用土地 [※] について、長期譲渡所得控除 [※] 制度や市民緑地認定制度 [※] 等を活用した、みどりの確保を検討します。また、事業者や市民団体の参画を図るなど、多様な主体によりみどりを守り・育むしくみを検討します。
施策 40	都市計画制度[※]を活用した農地の保全【継続】
内容	都市計画法 [※] に基づき指定される生産緑地 [※] 地区の制度を活用し、市街化区域 [※] 内の農地の保全を図ります。地区内の農地が適正に管理されるよう、生産緑地法 [※] に基づき、農地の所有者等に対して必要な援助を行うとともに、特定生産緑地 [※] の制度の活用を図ります。

4 防災・減災に寄与するみどりの充実

施策の方向性 4-1 まちを守るみどり・オープンスペースの確保

市街地に近接した取手緑地運動公園※、藤代スポーツセンター、北浦川緑地等の大規模公園等は防災広場として、多様な役割を併せ持つ場所として計画的に整備します。

施策 41	都市内のみどり環境の整備【継続】
内容	都市内のみどり環境は、生活に潤いを与えるとともに火災発生時には延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯としての機能や、緊急時の避難場所としての機能も有する等、多面的な役割を果たすことから、今後も公園・緑地の充実を図り、みどりを身近に感じることが出来る都市環境の整備を推進します。
施策 42	市民緑地※の整備【継続】
内容	平常時においては市民に潤いを与え、火災時等には消防活動等の場となる市民緑地※の整備を推進します。
施策 43	公園・緑地の積極的な整備【継続】
内容	新たな市街地の拡大にあたって整備される公園・緑地等については、環境保全、防災、レクリエーション等の機能の確保を考慮しながら、地区内のみどりを計画的に確保するために、積極的な整備を推進します。
施策 44	井野小学校跡地の避難場所等への活用【継続】
内容	井野小学校跡地は、避難場所としての防災機能を維持したまま、オープンスペース※化することで、非常時の利用も可能な、多様な役割を併せ持つ場所として整備します。

施策の方向性 4-2 災害時避難場所としての機能の充実

藤代スポーツセンター、とがしら公園、北浦川緑地等の大規模公園等は防災拠点や広域避難場所等の災害時における活動拠点になります。このため、これらの大規模公園では、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等災害応急対策施設の充実を図ります。

施策 45	防災機能の充実【継続】
内容	大規模公園等においては、防災拠点や広域避難場所等災害時における活動拠点として、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等災害応急対策施設の充実を図ります。

施策 46	多目的機能 [*] の確保【継続】
内容	新規に設置される公園・緑地については、災害時の多目的利用を考慮し、必要な機能を確保します。

施策 47	避難場所としての整備【継続】
内容	広大な河川敷については、避難場所として活用するため、誘導案内の設置等、緊急時に避難を円滑に行うための整備を進めます。

5 地域ぐるみでみどりを育て・守る活動の展開

施策の方向性 5-1 市民団体、事業者等による緑化・維持管理活動等の展開

身近な公園づくりや緑化活動のほか、河川や田園、山林等の本市の貴重な緑地について、市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者との協働※による維持管理活動を展開し、環境にやさしく質の高いみどり豊かなまちづくりを積極的に推進します。

施策 48	市民参加によるみどりの整備の推進・支援【継続】
内容	市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体による公園づくり、公園管理、花壇整備、フラワーカナル整備※等の活動を推進・支援します。

施策 49	地元との協働※・連携による潤いのある都市空間の形成【継続】
内容	本市の特徴である利根川、小貝川及び周辺緑地等の自然環境や美しい田園風景を将来にわたって保全していくために、行政と市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者等、多様な主体による利用・管理の推進を図ります。 それらを活用した地域活性化に資する公園等の拠点の保全、整備を図り、自然豊かな潤いのある都市空間の形成を目指します。

施策 50	緑地等の積極的な保全・管理【継続】
内容	まとまった山林や畑等の自然・緑地等が残されている地域については、本市に潤いを与える貴重な地域資源として、地権者の協力を得ながら、行政と市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者等、多様な主体の協働※による、積極的な保全・管理を図ります。また、保全のための支援制度などの情報提供に努めます。

施策の方向性 5-2 協働によるみどりの育成・保全を支えるしくみづくり

市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者との協働※による緑化・維持管理活動等が活発化し、広く普及するよう、担い手の育成やネットワーク※化を図るとともに、情報提供や支援制度を充実します。

施策 51	みどりの保全活動の担い手づくり【継続】
内容	みどりの保全活動に必要な知識や技術の普及を図るため、保全活動の入門講座を開催する NPO※法人や市民活動団体の活動を支援し、担い手を育成することに努めます。

施策 52	みどりの活動に関するネットワーク※づくり【継続】
内容	市内の緑化活動を推進するために、市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者が連携してより効果的、効率的な緑化活動が展開できるよう、情報交換や情報提供に努めます。

施策 53	みどりに関する情報提供の実施【継続】
内容	みどりとふれあう機会の増進やみどりにかかわる活動への参加のきっかけとなるよう、みどりに関する情報を積極的に提供していくものです。 みどりの保全・創出にかかわる制度や公園緑地の利用ガイド、みどりにかかわる市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体の活動成果や民間事業者による優れた緑化事例等の紹介を、ホームページ・広報とりで等により行っていきます。

施策 54	みどりの創出のための制度の活用と拡充【新規】
内容	市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者との協働※によるみどりの創出をするために、緑地協定※制度等の活用を推進します。また、花の種や苗木の配布といった緑化支援制度等の拡充を図ります。

施策 55	優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)の活用【新規】
内容	<p>緑地の整備・維持管理等を実施する事業者等に対し、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の活用について情報提供や助言を行うなど、質の高いみどりの創出・育成に取り組む事業者等への支援に努めます。</p> <p>■優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG） 都市緑地法に基づき、民間事業者等（地方公共団体を含む）による良質な緑地確保の取り組みを、国土交通省が気候変動対策、生物多様性※の確保、Well-Being※の向上等の観点から評価・認定する制度です。 1,000 ㎡以上、又は区域面積の 10%以上の新たな緑地の創出・管理、又は既存緑地の質の確保・向上を行う区域を対象に、緑化計画書に基づく審査を経て認定されます。 認定により、社会貢献による企業イメージの向上等が図られるほか、緑地整備等事業への財政的な支援を受けることができます。</p>

施策の方向性 5-3 みどりを大切にする市民意識の醸成

子どもたちへの環境学習を通じ、自然とふれあう経験やみどりを大切にする意識を育成します。

また、市民のみどりに関する関心を高め、協働によるみどりのまちづくりを知り・参加する機会として、みどりに関する様々なイベントを実施します。

施策 56	環境学習の支援・推進【継続】
内容	学校と連携し、次世代のみどりを受け継ぐ子どもたちが、環境学習を通じてみどりのすばらしさ、機能、役割等を学ぶことができるよう、今後も自然観察会、自然体験授業等を支援・推進していきます。

施策 57	みどりに関するイベントの開催【継続】
内容	こども天国等の市内イベントにおいて、緑の募金による苗木無償配布事業を実施し、市民による緑化運動を促進します。

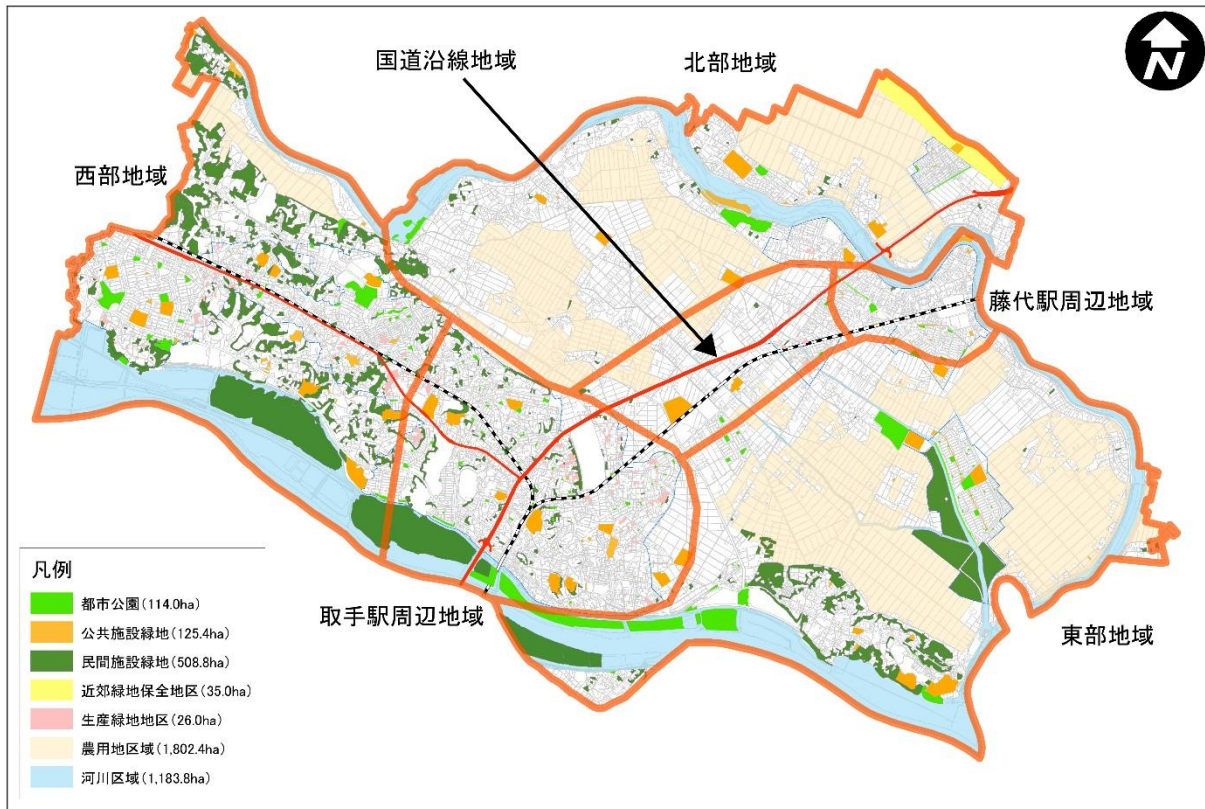
施策 58	市民との協働※によるみどりの地域資源の発掘【継続】
内容	市民の方々の協力のもとに、行政だけでは対応できない地域のきめ細かな自然環境や巨木等の情報収集、地域資源の発掘を行っていくものです。得られた調査結果は行政で行う調査を補完する貴重な資料として活用し、自然環境やみどりの資源の保全に役立てていきます。

施策 59	緑のカーテンコンテストの実施【継続】
内容	夏の日差しを遮り、節電にも貢献する緑のカーテン。これまでも開催してきた「緑のカーテンコンテスト」を継続して開催し、みどりに関する意識や関心を高め、みどりや花づくりにかかわる取り組みを促進していきます。

第4章 地域別の方針

ここでは、前章で掲げた「施策の方向性と内容」を基に、地域別の方針を整理しました。

■地域区分



■地域別緑地面積

緑地種別		地域区分別緑地面積 (ha)					
		取手駅周辺	藤代駅周辺	国道沿道	北部	東部	西部
施設 緑地	都市公園	15.8	2.1	0.6	14.9	54.6	26.0
	公共施設緑地	25.5	2.5	8.5	31.5	30.1	27.3
	民間施設緑地	71.9	0.2	1.3	17.9	152.1	265.4
	計	113.2	4.8	10.4	64.3	236.8	318.7
地域系 緑地	緑地保全地域	0.0	0.0	0.0	35.0	0.0	0.0
	生産緑地	13.8	0.0	2.7	0.5	0.0	9.0
	農用地	0.0	0.0	58.3	772.8	881.6	89.7
	河川区域	103.7	30.9	1.5	176.1	440.6	431.0
	条例等によるもの	2.8	0.0	0.0	0.0	1.7	2.8
計(除重複分)		120.3	30.9	62.5	984.4	1,323.8	532.1
緑地総面積(除重複分)		180.1	34.2	72.9	1,041.5	1,496.7	752.2

1 取手駅周辺地域

現況

①地域特性

- ・ 既成市街地*

②土地利用

- ・ 中心拠点（取手駅周辺）
- ・ 住宅地、商業地、工業地
- ・ 井野小学校跡地の有効活用

③緑量

- ・ 大規模工場の緩衝緑地*がある
- ・ 街区公園*は多いが、市街地内の緑量は少ない
- ・ 利根川河川敷（取手緑地）への緑量の偏在

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープラン*におけるみどりに関する方針

- ・ 都市緑化
- ・ 都市に近接する緑地の活用
- ・ 大規模工場と住宅地の共生（緑地の活用）
- ・ 取手緑地、利根川河川空間、サイクリングロードの充実・整備

②環境基本計画におけるみどりに関する方針

- ・ 河畔林*や河畔の草地の保全
- ・ 社寺林*・屋敷林*や巨木・古木等の保全

課題

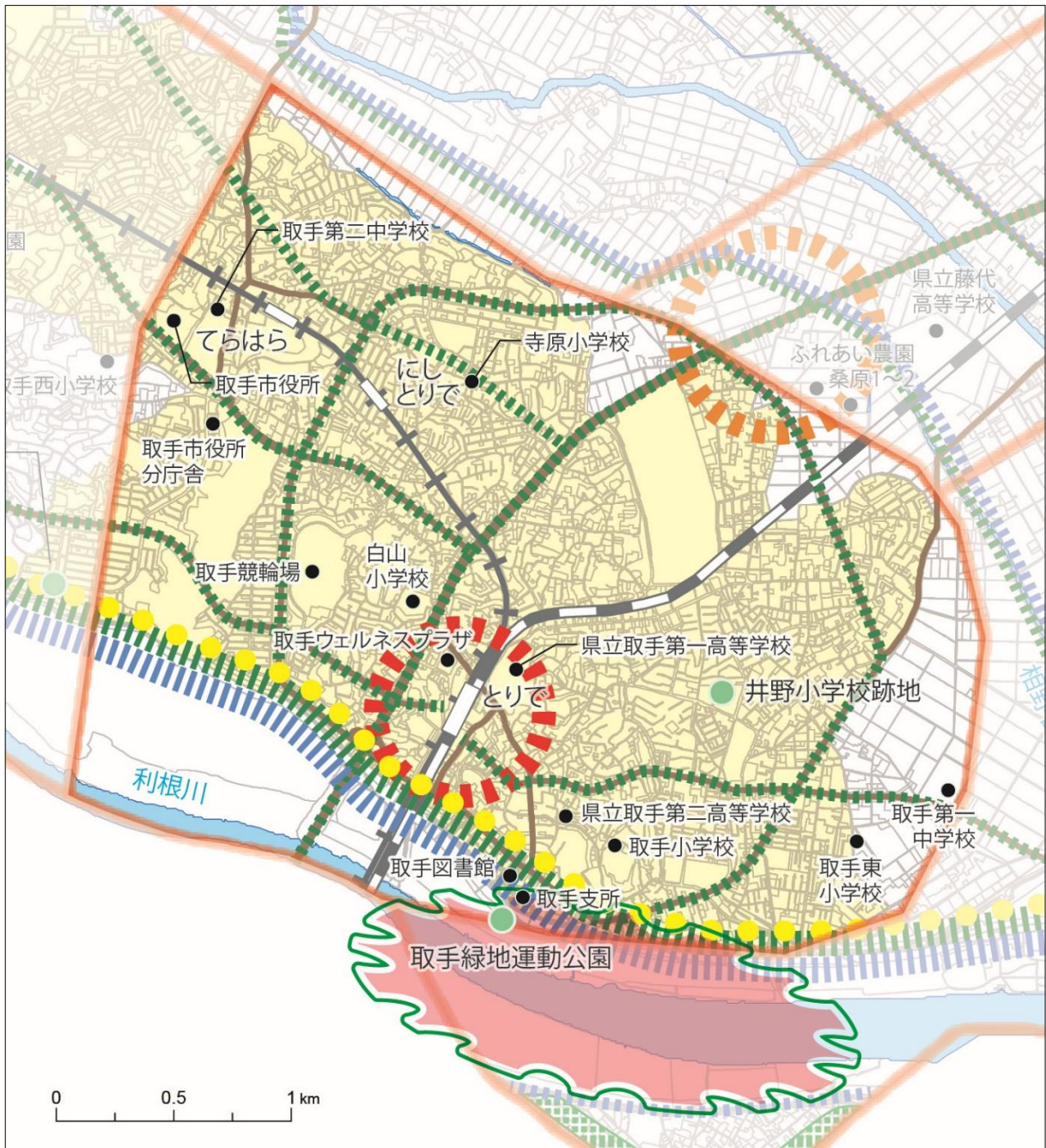
- ・ 中心拠点におけるみどりを活かしたにぎわいの空間の演出
- ・ 既成市街地*内での緑量の維持・確保
- ・ 既成市街地*内で、街区公園は多いが、緑量は少なく、公園空白域が残存
- ・ 既存のみどり資源の活用
- ・ 河川緑地の適正保全

整備方針

- ・ 中心拠点（取手駅周辺）のみどりの充実、みどりを活かした魅力的な空間デザイン
- ・ 拠点である取手緑地運動公園*をはじめとした緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・ 利根川沿いの河川空間のサイクリングロード等の充実、整備
- ・ 大規模工場緩衝緑地*の保全による環境共生

地域別施策の方向性

- ・ 中心拠点（取手駅周辺）の中心市街地の緑量の維持・確保に努めるとともに、駅西口再開発におけるみどりを活かした広場・歩行者空間等の創出について、事業関係者と調整します。
- ・ 住宅地の中の大規模工場においては、事業者との連携のもと、周辺の斜面林の緩衝緑地*としての保全、及び緩衝緑地*の創出に努めます。
- ・ 住宅地の緑化により、住宅地との共生に配慮した良好な環境形成を図ります。
- ・ 保存が必要な斜面林等については、土地所有者への支援策を検討するとともに、保全を推進するために、土地所有者への情報提供を行います。
- ・ 井野小学校跡地については、市民が集い、憩い、楽しめるよう、緑化されたオープンスペース*としての整備を検討し、公園空白域の解消を図ります。
- ・ 取手緑地運動公園*は、広い河川空間を活用してスポーツや川に親しむ活動ができる拠点であり、小堀の渡しや旧取手宿本陣染野家住宅等の歴史と親しむことができる拠点でもあります。より多くの市民が利活用しやすくなるよう、広場等の配置換えを伴う改修を行います。
- ・ 利根川の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正な保全を図ります。また、河川敷周辺施設は案内板等による周知・誘導等、情報提供を充実させ、観光資源等としてまちづくりにも活用していきます。
- ・ 利根川沿いのサイクリングロード未整備区間の整備により連続性を確保し機能を充実させるための検討を行います。
- ・ ふれあい道路において、街路樹の更新や雨水排水対策の施策を検討します。



2 藤代駅周辺地域

現況

①地域特性

- ・ 既成市街地*

②土地利用

- ・ 地域拠点（藤代駅周辺）
- ・ 住宅地

③緑量

- ・ 小貝川河川敷（サイクリングロード、グラウンド、ゴルフ練習場）
- ・ 既成市街地内で、緑量は少ない

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープランにおけるみどりに関する方針

- ・ 小貝川が創出する良好な自然資源を適正に保全
- ・ 観光資源としてのサイクリングロードの整備

②環境基本計画におけるみどりに関する方針

- ・ 社寺林*・屋敷林*や巨木・古木等の保全

課題

- ・ 地域拠点（藤代駅周辺）におけるみどりを活かした街並み・歩行者空間等の充実
- ・ 既成市街地*内での緑量の維持・確保
- ・ 既成市街地*内で、緑量は少なく、公園空白域が残存
- ・ 既存のみどり資源の活用










整備方針

- ・ 地域拠点（藤代駅周辺）のみどり豊かで快適な街並みの形成
- ・ 小貝川河川敷等の緑地資源の保全と、住宅地域からのアクセス性の向上
- ・ 小貝川沿いのサイクリングロード等の充実、整備

地域別施策の方向性

- ・ 藤代駅周辺道路整備事業にあわせ、歩行者空間の確保や道路緑化等を検討します。
- ・ 藤代駅周辺の公園空白域への公園・緑地等の確保に向けて、地域に居住する市民との協働で身近に感じられる公園の整備について検討していきます。
- ・ 小貝川の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正な保全を図ります。また、河川敷周辺の施設は案内板等の充実により近隣住宅地からのアクセス性の向上を図ります。
- ・ 小貝川沿いの地区ではサイクリングロードとして県道取手常総自転車道線の利用を促進するとともに、ベンチ等休憩施設の整備により、近隣の市民が身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めます。



-  地域拠点
-  水のネットワーク(既存・構想)
-  サイクリングロード(既存・構想)
-  主な公園等
-  市街化区域
-  鉄道・駅
-  主な道路
-  主な河川
-  その他施設

3 国道沿道地域

現況

①地域特性

- ・ 田園地帯
- ・ 一般国道6号が南北方向に通過している

②土地利用

- ・ 新規活力創造拠点（桑原地区）
- ・ 市街化調整区域※が大半
- ・ 取手駅周辺と藤代駅周辺を結ぶ都市軸上
- ・ 開発需要が高い

③緑量

- ・ 農地としての緑地が豊富で市民満足度が高い
- ・ ふれあい農園

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープランにおけるみどりに関する方針

- ・ 大規模工場周辺の緩衝緑地※の配置（住宅地との共生）

②環境基本計画におけるみどりに関する方針

- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全

課題

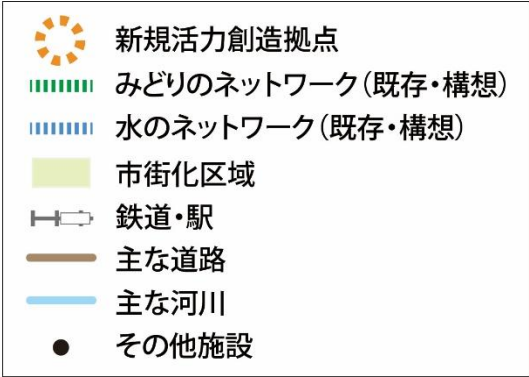
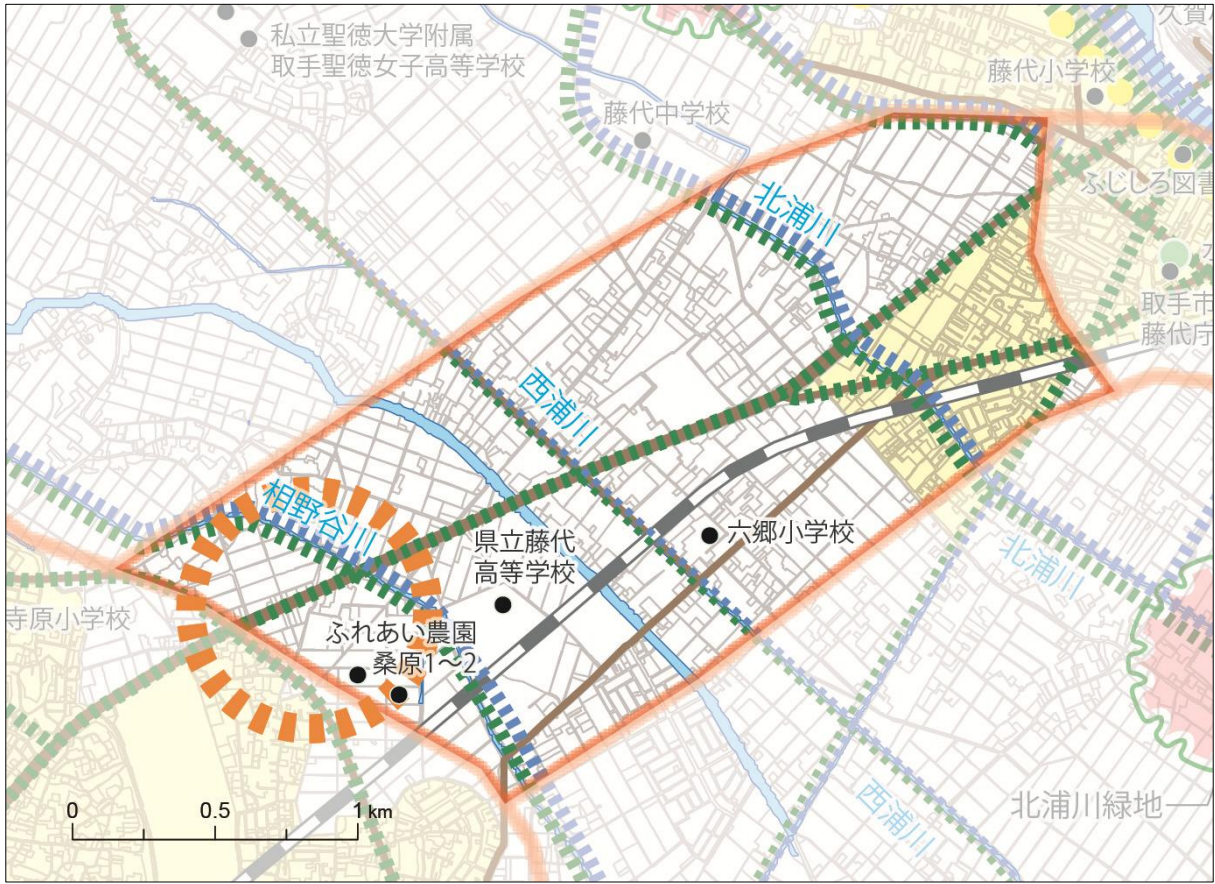
- ・ 新規活力創造拠点におけるみどりを活かしたにぎわい空間の演出
- ・ 国道6号沿道の計画的な土地利用
- ・ 既存のみどり資源の活用

整備方針

- ・ 新規活力創造拠点（桑原地区）の開発計画に合わせた上質な公園・都市緑地等の整備
- ・ 国道6号沿道におけるみどり豊かな沿道景観の形成
- ・ 北浦川沿い、相野谷川沿い、西浦川沿いの緑地資源の保全と活用
- ・ 田園景観の保全

地域別施策の方向性

- ・ 新規活力創造拠点（桑原地区）開発において、隣接の田園空間、調整池、相野谷川の水辺空間を活用した魅力的なにぎわい・交流空間が創出されるよう、関係者と調整します。
- ・ 国道6号沿道の住宅地や事業所が混在する地区においては、道路沿線地域の緑化、緩衝緑地※の創出等の配慮により、良好な環境形成を図ります。
- ・ 西浦川、相野谷川、北浦川の水辺空間と河畔の緑地について、適正に保全されるよう河川管理者に働きかけます。
- ・ 水のネットワークやみどりのネットワーク未整備区間については、遊歩道等を整備し、連続性を確保し機能の充実を図ります。



4 北部地域

現況

①地域特性

- ・田園地帯

②土地利用

- ・市街化調整区域^{*}が大半

③緑量

- ・農地としての緑地が豊富で市民満足度が高い
- ・小貝川河川敷
- ・藤代スポーツセンター

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープランにおけるみどりに関する方針

- ・田園環境と共生できる良好な住居環境の形成
- ・農業生産環境と都市環境の調和のとれた地域整備
- ・自然資源の適正保全と観光資源としての活用
- ・岡堰と、高井城址公園、ゆめみ野公園との連携を図りみどりと水辺の拠点としての機能充実
- ・藤代スポーツセンターと小貝川リバーサイドパークを中心としたみどりと水辺の拠点の機能充実
- ・サイクリングロード整備を進め、拠点とのネットワーク^{*}化
- ・良好な水辺空間を活かし、龍ヶ崎市の牛久沼水辺公園とも連携したサイクリングロードや遊歩道の整備

②環境基本計画におけるみどりに関する方針

- ・河畔林^{*}や河畔の草地の保全
- ・社寺林^{*}・屋敷林^{*}や巨木・古木等の保全

課題

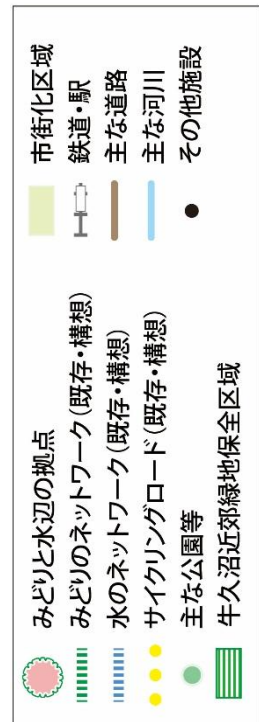
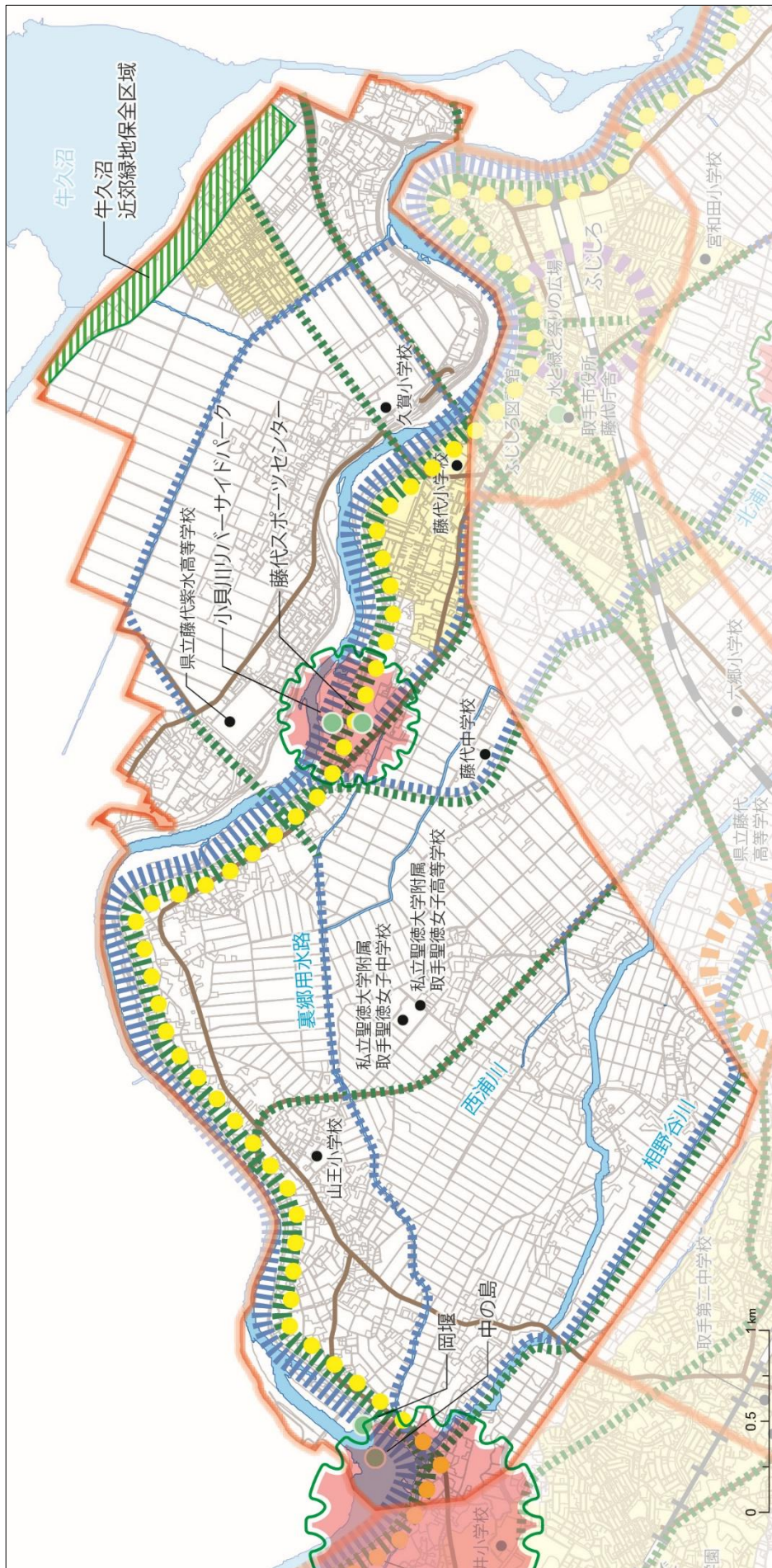
- ・既存のみどり資源の活用
- ・河川緑地の適正保全
- ・河川緑地の親水性向上

整備方針

- ・藤代スポーツセンター、小貝川リバーサイドパークを中心とする拠点等の緑地資源の保全・充実と活用
- ・田園景観の保全
- ・小貝川沿いのサイクリングロード等の充実

地域別施策の方向性

- ・市街地に近接する藤代スポーツセンター、小貝川リバーサイドパークは、連続したオープンスペース^{*}としての利活用や防災上の機能向上を図ります。また、案内板等による周知・誘導等を充実させることでアクセス性の向上を図るとともに、市内外への情報提供を強化することで観光資源としても活用していきます。さらには、県南総合防災センター、フラワーカナル等周辺施設と一体となったみどりと水辺の拠点として、機能充実を図ります。
- ・小貝川沿いの地区では県道取手常総自転車道線の利用を促進するとともに、利用状況やニーズに合わせて遊歩道やベンチ等の休憩施設を整備することにより、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを継続して進めます。
- ・小貝川、相野谷川、西浦川、北浦川の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正に保全されるよう河川管理者に働きかけます。
- ・牛久沼周辺は、近郊緑地保全区域^{*}の保全を図るとともに、牛久沼の周辺市や関係機関と連携を図ります。
- ・地域内の農地については、農地の機能を確保しつつ、田園景観の保全を図ります。



5 東部地域

現況

①地域特性

- ・田園地帯

②土地利用

- ・市街化調整区域*が大半

③緑量

- ・農地としての緑地が豊富で市民満足度が高い
- ・利根川河川敷、小貝川河川敷
- ・取手緑地、北浦川緑地、北浦川緑道*
- ・斜面林
- ・ゴルフ場
- ・ふれあい農園
- ・都市公園*

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープランにおけるみどりに関する方針

- ・芸術文化と自然環境に触れて暮らせる居住環境の形成
- ・斜面林や利根川の水辺空間等の豊富な自然環境の活用
- ・周囲の自然環境と共生した住みやすい居住環境の形成
- ・低地に広がる丘陵周辺部の斜面林、利根川、小貝川や古利根の水辺空間等の自然資源を保全し、適正に観光資源等として活用
- ・北浦川緑地、取手緑地：自然に親しむことができるみどりと水辺の拠点としての機能充実を図る
- ・小貝川沿いのサイクリングロードの整備を促進するとともに、みどりと水辺の拠点としての整備を検討
- ・みどりの資源としての一面を有するゴルフ場の利用継続（当面）

②環境基本計画におけるみどりに関する方針

- ・河畔林*や河畔の草地の保全
- ・斜面林の保全*
- ・社寺林*・屋敷林*や巨木・古木等の保全
- ・親水広場等自然性の高い水辺の整備

課題

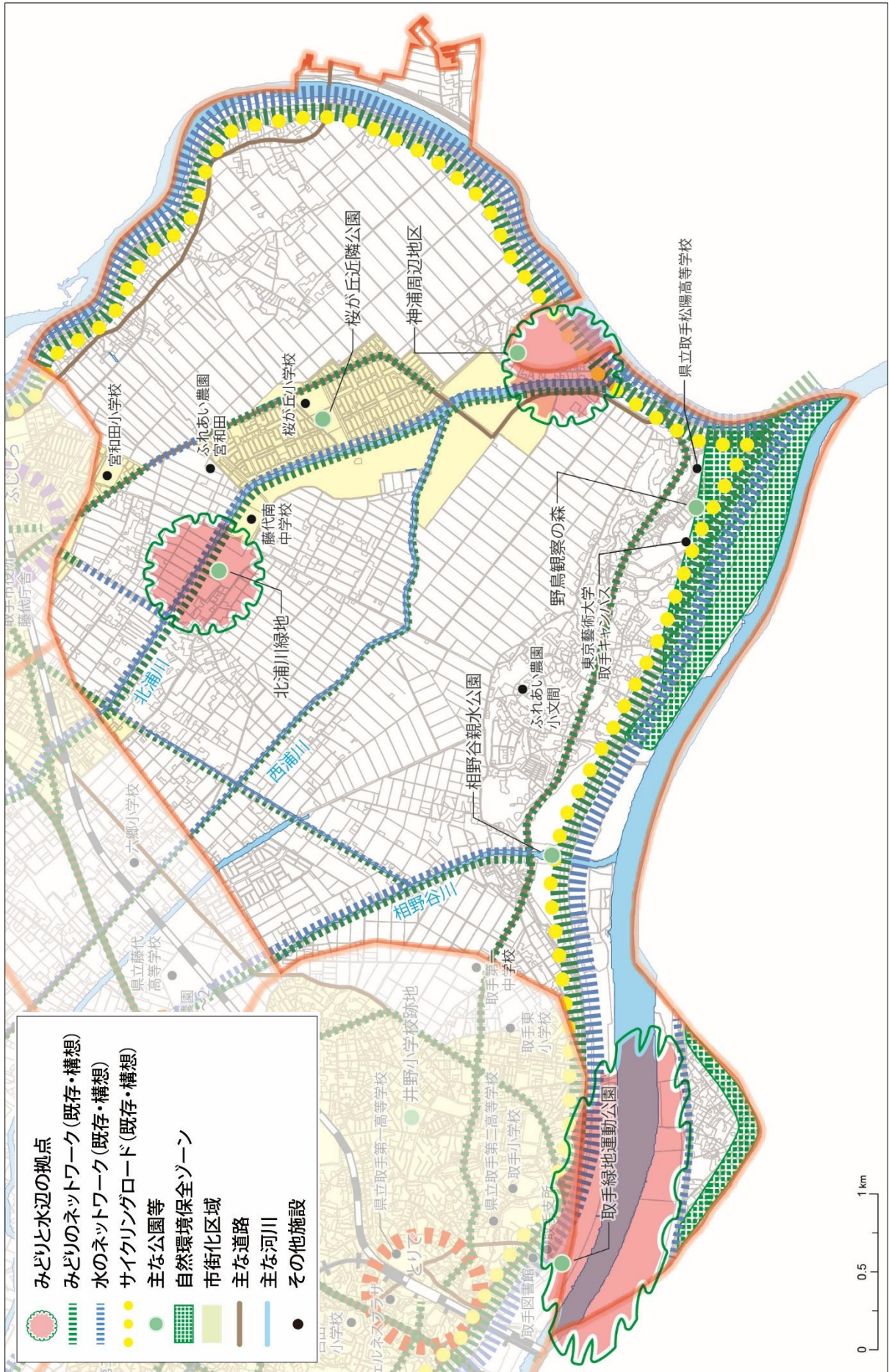
- ・河川緑地の適正保全
- ・河川緑地の親水性向上
- ・既存のみどり資源の活用

整備方針

- ・拠点となる北浦川緑地、神浦周辺地区等の緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・田園景観の保全
- ・利根川沿い、小貝川沿い等の河川空間の遊歩道等の充実、整備
- ・住宅地周辺の斜面林の保全

地域別施策の方向性

- ・相野谷川、西浦川や北浦川の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正に保全されるよう河川管理者に働きかけます。
- ・北浦川緑地については、茨城県による公園面積の拡張及び施設整備によって、みどりと水辺の拠点としての更なる魅力向上を図ります。
- ・古利根沼の水辺空間については、自然豊かな環境であることから、環境教育の場や、釣り等のレクリエーション施設としての活用を検討します。また、小堀の渡しとも連携し、観光資源としての活用も検討します。
- ・神浦周辺地区、取手緑地運動公園等の河川敷周辺の眺望環境を保全し、水辺景観の向上を図り、観光資源等として活用していきます。
- ・緑地である農地については、農地の機能を確保しつつ、保全を図ります。
- ・小貝川沿いのサイクリングロード未整備区間については、利用状況やニーズに合わせてサイクリングロード、遊歩道やベンチ等の休憩施設を整備し、連続性を確保し機能の充実を図ることで、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めます。
- ・保存が必要な斜面林等については、土地所有者への支援策を検討するとともに、保全を推進するために、土地所有者への情報提供を行います。



6 西部地域

現況

①地域特性

- ・既成市街地*

②土地利用

- ・地域拠点（戸頭駅周辺）
- ・市街化区域*、市街化調整区域*が同程度分布

③緑量

- ・小貝川、利根川沿いには農地や斜面林等の自然資源が多く残存
- ・開発等によって自然環境が失われている。
- ・ふれあい農園
- ・稲戸井調節池

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープランにおけるみどりに関する方針

- ・緩衝緑地*となるみどりの配置等住宅地との共生に配慮した環境形成
- ・都市構造とのバランス、自然景観や地元意向に十分配慮
- ・斜面林の適正保全
- ・自然と歴史に親しめる機能の充実
- ・みどりの拠点として、斜面と一体となった良好な環境と景観の保全
- ・堤防を利用したサイクリングロード、遊歩道等の整備を進め、親水緑地*としての整備を図る

②環境基本計画におけるみどりに関する方針

- ・河畔林*や河畔の草地の保全
- ・斜面林の保全
- ・社寺林*・屋敷林*や巨木・古木等の保全
- ・親水広場等の自然性の高い水辺の整備

課題

- ・河川緑地の適正保全
- ・住環境と農地・営農環境の調和
- ・既存のみどり資源の活用

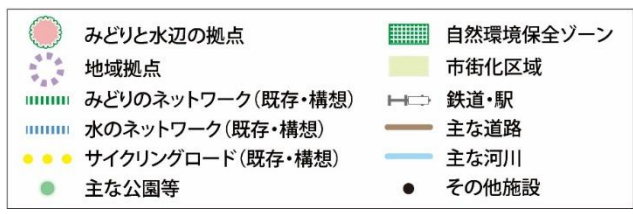
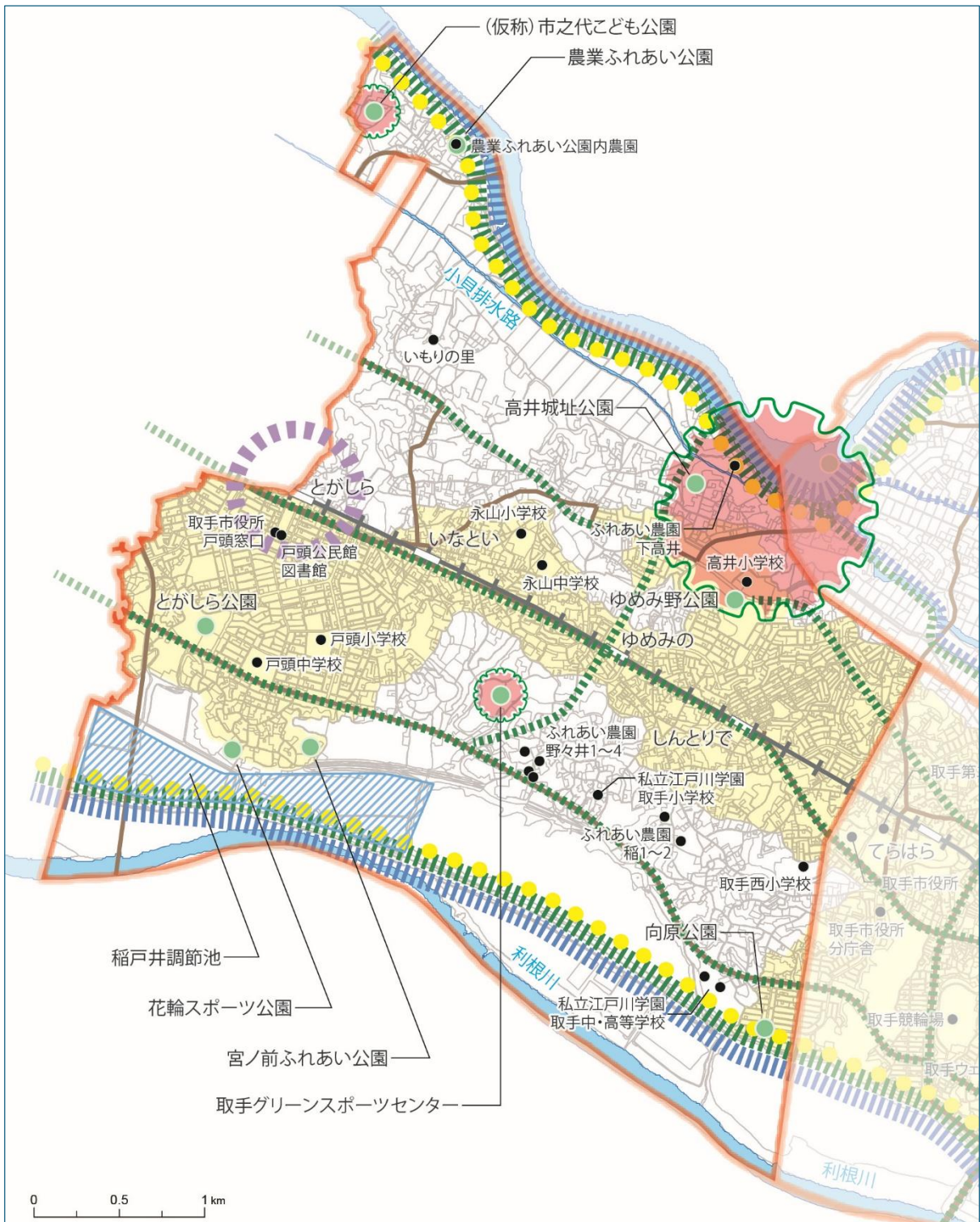
整備方針

- ・拠点となる高井城址公園等の緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・みどりの拠点となる公園の充実と活用
- ・利根川沿い、小貝川沿いの河川空間のサイクリングロード等の充実、整備
- ・田園景観の保全
- ・住宅地周辺の斜面林の保全

地域別施策の方向性

- ・小貝川沿いの地区ではサイクリングロード等として県道取手常総自転車道線の利用を促進するとともに、利用状況やニーズに合わせて、遊歩道やベンチ等の休憩施設を整備することにより、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めます。
- ・高井城址公園、岡堰・中の島公園、岡台地の大日山古墳史跡の連携を図り、自然と歴史に親しむことができる拠点地区として機能充実を図ります。また、案内板等による周知・導入等を充実させることでアクセス性の向上を図り、観光資源等としてまちづくりにも活用していきます。
- ・利根川沿いのサイクリングロード未整備区間の整備を行い連続性を確保し機能を充実させるための検討を行います。
- ・稲戸井調節池の区域については、関係機関と連携しながら自然環境の保全に努めるほか、堤防を利用したサイクリングロードの整備について検討します。
- ・取手グリーンスポーツセンターでは、健康づくりやスポーツ・レクリエーションの機能も有するみどりの拠点として、周辺の斜面林と一体となった良好な環境と景観の保全を図ります。
- ・ふれあい道路において、街路樹の更新や雨水排水対策の施策を検討します。
- ・やすらぎ苑周辺については、自然環境を活かした、子どもから子育て世代、高齢者までが集える公園の整備を進めます。
- ・緑地である農地については、農地の機能を確保しつつ、保全を図ります。

- ・住宅地周辺の保存が必要な斜面林等については、土地所有者への支援策を検討するとともに、保全を推進するために、土地所有者への情報提供を行います。・ゆめみ野地区やその他住宅地については、個々の住宅の緑化活動の支援を検討します。
- ・利根川や小貝川の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正に保全されるよう河川管理者に働きかけます。



第5章 緑化重点地区

1 緑化重点地区の概要

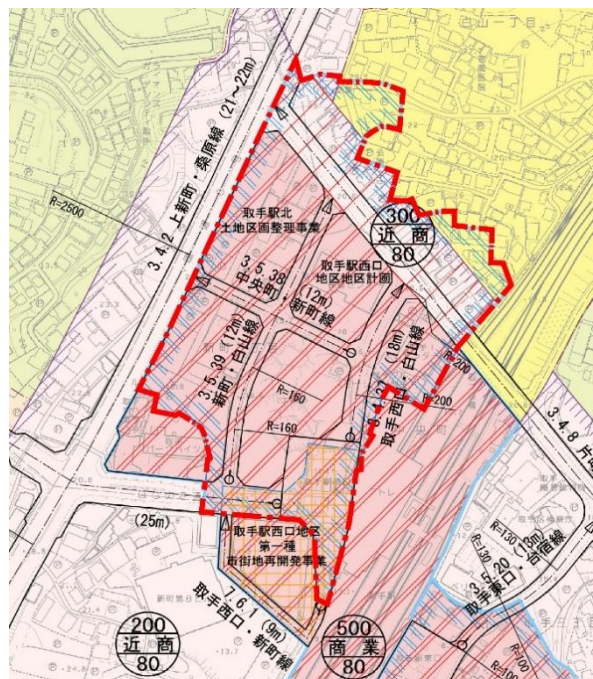
緑化重点地区とは、都市緑地法※に基づき「緑の基本計画」に定めることのできる「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。緑化重点地区の基本方針に沿って緑化施策を総合的に講じ、重点的な緑化を推進します。

2 緑化重点地区の設定

(1) 取手駅西口周辺地区

本計画では、これまで、土地区画整理事業※等により駅前開発を進めてきた「取手駅西口周辺地区」を緑化重点地区として設定し、総合的な緑化施策を展開してきました。

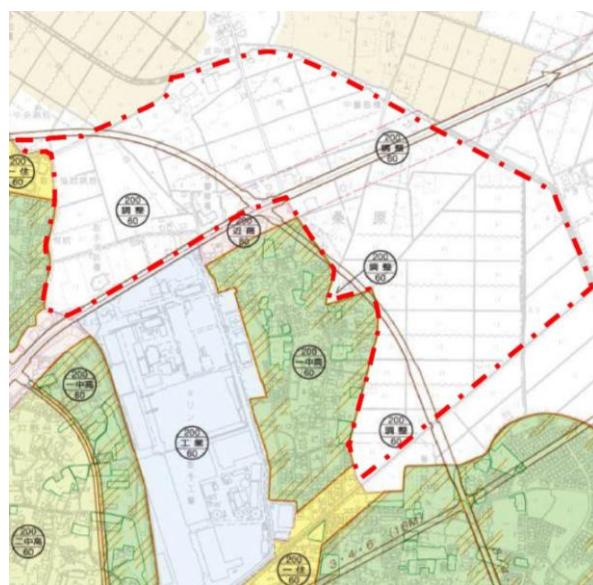
西口周辺地区については、引き続き緑化重点地区に設定し、西口周辺地区内の地権者や今後、A街区において施行が予定されている市街地再開発事業の事業関係者などとの調整のもと、西口周辺地区全体について、駅前として魅力ある都市空間・景観形成を誘導していくこととします。



(2) 桑原地区

取手駅周辺地域・国道沿道地域の境界部に位置する桑原地区は、取手市立地適正化計画※において、新規活力創造拠点に位置づけられ、土地区画整理事業※及び大規模集客施設等開発が予定されています。

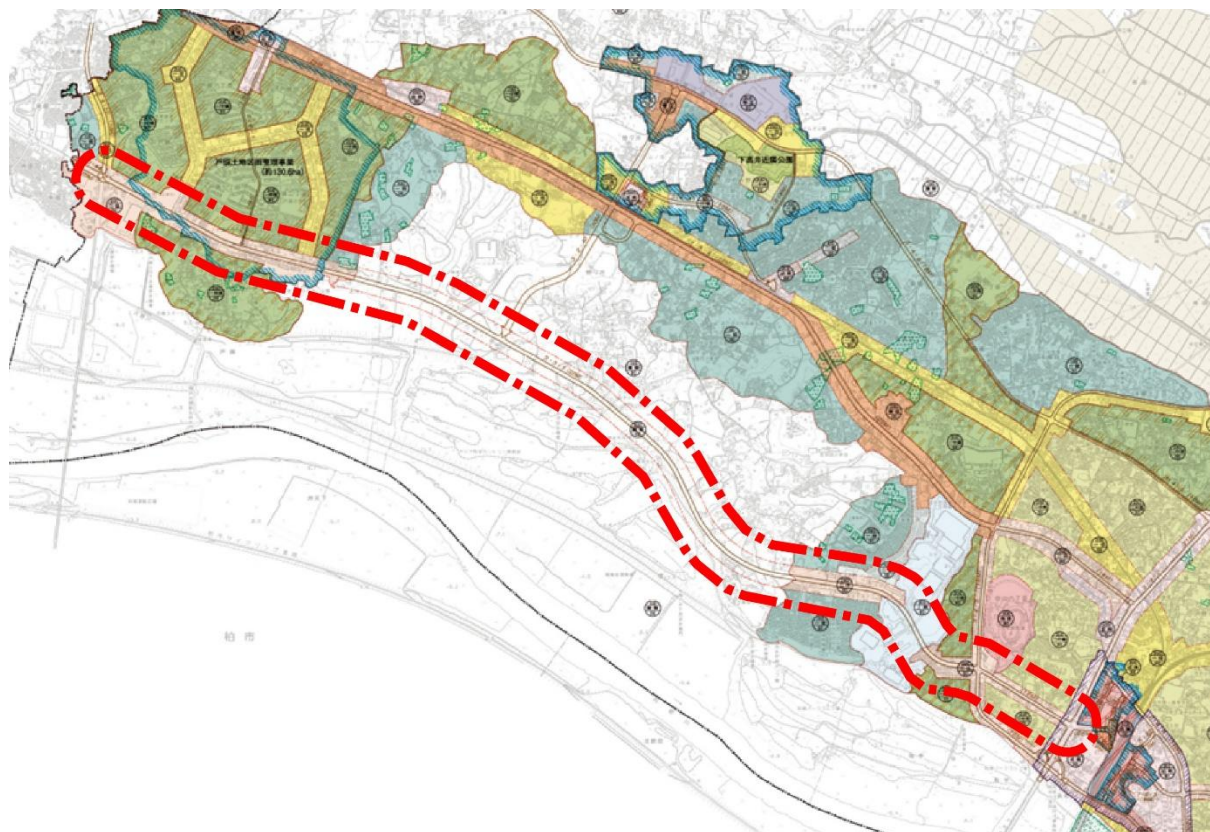
同事業は、大規模集客施設を核とし、本市の活性化を促す広域的拠点の形成を目的としています。新たに緑化重点地区として設定し、質の高い公園・緑地や、魅力的な交流空間が創出できるよう、関係者との調整を図っていくこととします。



(3)ふれあい道路沿線地区

本計画において、「みどりのネットワーク」として位置づけるふれあい道路は、全線に街路植栽が施され、特に桜並木区間は、本市を代表するみどり豊かな街路景観が形成され、多くの市民に親しまれています。

同道路においては、街路樹や道路施設等に経年劣化がみられることから、新たに緑化重点地区として設定し、街路樹の更新や歩道・雨水流出抑制の向上など、総合的な改修に取り組み、良好な街路環境の形成に努めます。



3 整備の方向性

3-1 取手駅西口周辺地区

(1)現状と課題

取手駅西口周辺地区では、取手駅北土地利用構想に基づき、「健康・医療・福祉、そして環境」をテーマにまちづくりが進められてきました。駅前にふさわしい土地の基盤整備と高度利用を進めるため、土地区画整理事業※により道路・街区を再編するとともに、交通広場や歩行者デッキを整備し、また、市民の交流と健康づくりの拠点となる「取手ウェルネスプラザ」や「サイクルステーションとりで (CST)」、民間の医療モールなどが整備されています。

また、交通広場において既存のシンボルツリーを保全・活用するほか、ウェルネスプラザと一体的な利用が可能な新たな街区公園※の整備などを進めてきました。

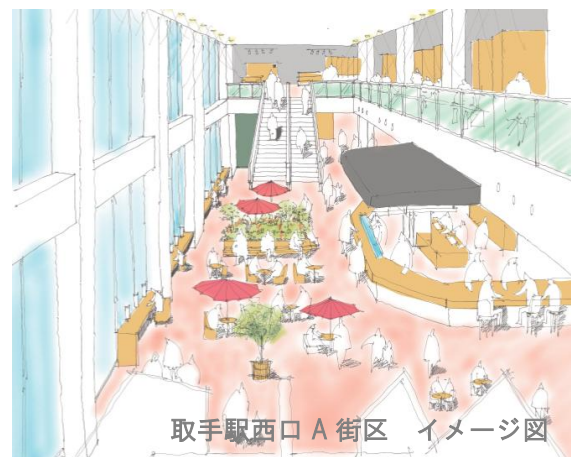
取手駅西口A街区において施行が予定されている市街地再開発事業については、駅前地区にふさわしい質の高い景観形成や、駅や駅周辺の商業施設・公共公益施設などの利用者が安全・快適に移動できる利便性の高い歩行者空間の形成が求められます。

(2)整備の方向性

取手駅西口A街区における市街地再開発事業では、新たに高層の住宅棟と商業施設や複合公共施設によって構成される再開発ビルが整備される予定です。

A街区を含めた取手駅西口周辺地区全体について、駅前地区の魅力向上に繋がるよう、地権者やA街区の再開発事業の関係者などと調整を行い、西口周辺地区全体の緑化を推進することにより、潤いのある質の高い都市空間づくりを進めます。

また、歩行者デッキや歩道沿い敷地などのきめ細かな緑化や、建築物の壁面緑化を検討するなど、みどりと調和する都市景観の形成について、地権者や再開発事業の関係者などと調整を進めます。



3-2 桑原地区

(1)現状と課題

桑原地区は、国道6号と都市計画道路上新町環状線(とりかん)の交差部に位置し、大規模集客施設を核とした、雇用や来街者の増加等による地域経済の活性化を目指す開発及び、土地区画整理事業^{*}の検討が進められています。

大規模開発に伴い、質の高い新たな公園・緑地の創出のほか、周辺の河川、農地、住宅地等と調和する修景や緩衝帯の形成等に配慮していく必要があります。

(2)整備の方向性

地区へのアクセスを担う国道6号及び都市計画道路上新町環状線(とりかん)は、本計画で「みどりのネットワーク^{*}」として位置づける道路であり、みどり豊かな沿道景観の形成や歩行者空間の充実等について関係者と調整します。

地区の北側境界部を流れる相野谷川は、本計画で「水のネットワーク^{*}」として位置づける河川であり、親水機能のある公園や歩行者路の整備など、水辺を活かした新たな公園・緑地等の創出について関係者と調整します。

地区の西側は、住宅地に面しており、住環境と調和する土地利用、施設配置に配慮するほか、緩衝帯となる緑地や住民が利用できる身近な公園の整備等について事業関係者と調整します。

施設全体に対しては、広域的な集客力を有する魅力的な商業・サービス施設の実現に向け、みどりを活用した質の高い魅力的な景観・空間デザイン等が施されるよう、市と事業者が想定するイメージを共有するなど、調整・連携を図りながら、事業を推進します。



3-3 ふれあい道路沿線地区

(1)現状と課題

ふれあい道路は、取手駅西口と利根川沿いの市街地や田園地域を結び、取手駅や沿線の住宅地・諸施設へのアクセスを担う地域の主要道路として機能しています。また、「みどりのネットワーク」として全線に歩道・街路植栽が施され、桜並木区間に代表される良好な沿道景観が形成されていますが、街路樹の更新期を迎えるなど、経年劣化がみられます。

(2)整備の方向性

本市を代表する並木道として、みどり豊かで快適な街路景観が維持されるよう、また、倒木等による被害が生じないように、樹木の老朽化・巨木化等の状態等を踏まえた上で、計画的な街路樹の更新を検討するほか、歩道空間や雨水流出抑制機能の改善に努めるなど、総合的な街路環境の向上に取り組めます。



1 優先的な施策

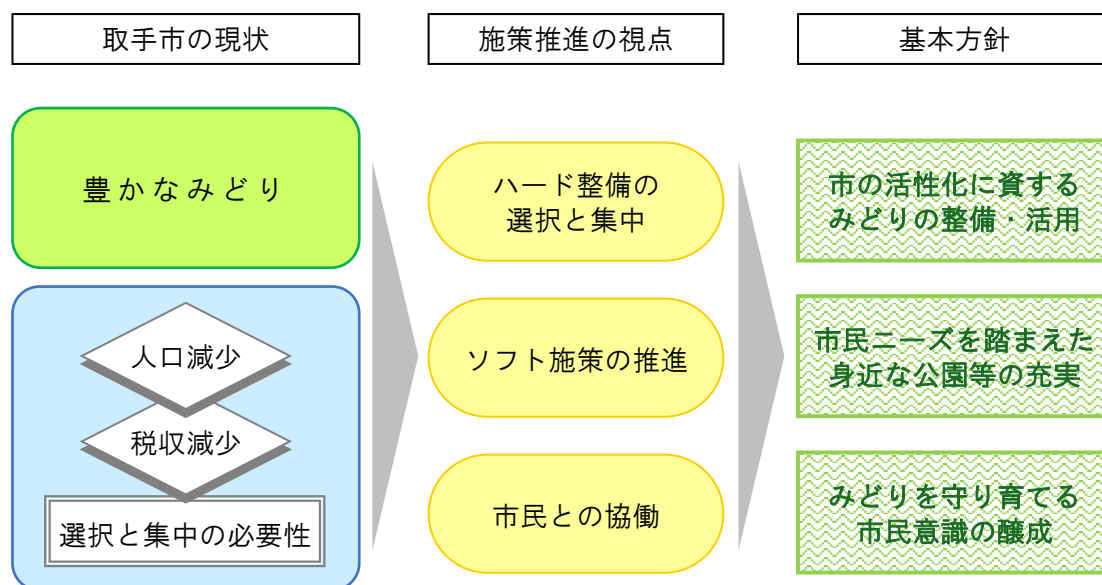
1-1 優先的な施策の設定

取手市は、市内のみどりの面積が 50%を占めており、高い水準で自然豊かな環境に恵まれ、本市のまちづくりの重要な資産であるといえます。一方で、今後、少子化の進行による人口減少により、利用されない農地や空地が増加することが懸念され、また市の財政にも限りがあることから、どのようにみどりを維持していくのかが大きな課題となっています。また、みどりがあっても荒れた環境では市民が親しめるみどりとは言えません。

そこで本計画の主旨である、みどりの量は現状を維持しつつ、市の活性化を促し、市民生活の質の向上に資するみどりの効果的な整備・活用及び、協働による維持管理の推進を目的とし優先的施策を設定しました。

優先的施策のうち市の活性化を促すみどりとして、みどりと水の拠点及び、緑化重点地区における質の高いみどりの整備・活用に取り組みます(施策 17、19、22、23、25、27)。さらに、市民ニーズを踏まえ、市民生活の質を高める身近な公園の充実に努めます(施策 32、33、44、35)。また、既に整備されたみどりについては、市民等と協働で公園整備等のみどりの保全活動、緑化活動を推進していきます(施策 48、49、51)。

■優先的施策の考え方



1-2 優先的な施策の内容

(1)市の活性化に資するみどりの整備・活用

優先的施策名	【施策 17】【新規】取手緑地運動公園※の利用のしやすさの向上
	<ul style="list-style-type: none">・取手緑地運動公園※は、広い河川空間を活用してスポーツや川に親しむ活動ができる拠点であり、小堀の渡しや旧取手宿本陣染野家住宅等の歴史と親しむことができる拠点でもあります。より多くの市民が利活用しやすくなるよう、広場等の配置換えを伴う改修を行います。

優先的施策名	【施策 19】【継続】みどりと水辺の拠点の利用のしやすさの向上
	<ul style="list-style-type: none">・小貝川リバーサイドパーク、藤代スポーツセンター、県南総合防災センター、フラワーカナル等は、みどりと水辺の拠点として周辺施設と一体的に活性化を図ります。・小貝川リバーサイドパークにはバーベキュー広場があり、スポーツ自転車競技の大会も行われる等、市民に限らず、多くの人に利用される施設です。・藤代スポーツセンターは体育館、野球場、多目的グラウンド、テニスコート等を備え、各種スポーツ大会や講習会も開催されています。また、ピクニック広場は家族で散歩等を楽しめる場所となっています。・県南総合防災センターは、平常時には防災に関する知識の習得や防災意識の向上を目的とした学習施設であるとともに、住民のレクリエーションの場として活用されています。・小貝川フラワーカナルでは、春にはポピー、秋には彼岸花とコスモスが咲き、多くの人々が訪れます。・このような各施設の特徴を活かし、市内外からの来訪者に対し目的別や季節ごとに情報発信を行うとともに、案内の充実、公園や施設間の連携による回遊性の向上等に取り組み、多くの人に年間を通して親しまれる一体的な拠点として活性化を図ります。

優先的施策名	【施策 22】【新規】北浦川緑地の拡充によるにぎわいの創出
	<ul style="list-style-type: none">・北浦川緑地は北浦川沿いの田園の中に広がる公園であり、大型複合遊具のある広場やスケートボードパーク、人工芝サッカー場などが整備され、様々な世代が集える特色のある公園となっています。・茨城県による北浦川緑地整備事業により、公園面積がさらに4ha増え、全体で12.5haとなる見込みです。茨城県と連携し、みどりと水辺の拠点としての魅力向上を図ります。

優先的施策名	【施策 23】【新規】やすらぎ苑周辺整備
	<ul style="list-style-type: none">・やすらぎ苑は、取手市・守谷市・つくばみらい市で構成する火葬場組合で運営され、大規模改修にあわせた周辺整備が検討されています。・地区住民アンケート調査では「子どもが遊べる公園」が最も求められています。・やすらぎ苑周辺において、斜面林等の自然環境を活かしながら、魅力的な遊具等を配した公園を、地元や関係団体との協働で設置することで、子どものみならず子育て世代、高齢者が集える空間の整備を図ります。

優先的施策名	[施策 25]【新規】 取手駅西口周辺地区におけるみどりを活かしたにぎわい空間の演出
<ul style="list-style-type: none"> ・取手駅周辺は、立地適正化計画※において中心拠点を担う都市機能誘導区域に位置づけられ、また、とりで未来創造プラン 2024 においても重点施策に位置づけられています。 ・これまで、土地区画整理事業などにより、交通広場や歩行者デッキの整備とともに、新たな公園の整備やシンボルツリーの保全、施設敷地内の緑化等が図られてきました。 ・今後、取手駅西口 A 街区において市街地再開発事業の施行が予定されており、A 街区も含めた取手駅西口周辺地区全体について、緑化重点地区の整備方針に基づき、拠点地区としての魅力を高め、人々が心地よく滞留・回遊できるみどりを活かした都市空間が形成されるよう、地権者や再開発事業の関係者などとの調整を図ります。 	

優先的施策名	[施策 27]【新規】 桑原地区における開発計画に合わせた上質な公園・都市緑地等の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・桑原地区は立地適正化計画※で新規活力創造拠点として位置づけられ、また、とりで未来創造プラン 2024 においても重点施策に位置づけられ、大規模集客施設を核とする新たな活性化拠点の開発に向けた取り組みが進められています。 ・同地区においては、緑化重点地区の整備方針に基づき、周辺環境との調和を図りつつ、みどりを活用した魅力的な景観・空間デザイン等が施されるよう関係者との調整を図ります。 	

(2)市民ニーズを踏まえた身近な公園等の充実

優先的施策名	【施策32】【継続】公園の空白域への公園・緑地等の確保
<ul style="list-style-type: none">・本市の市街化区域では、街区公園[*]、近隣公園[*]、地区公園[*]、その他ちびっこ広場等の公園が網羅するように分布しており、公園配置は概ね充足しているといえます。・ただし、取手駅東側や藤代駅北側など、今後も一定の人口集積が継続すると考えられる区域において、公園の空白域が残存しており、解消が求められます。・空白域の公園・緑地等の確保に向けて、空白域に居住する市民との協働[*]で身近に感じられる公園等の整備について検討します。・特に、現在、公園の整備予定のない藤代駅北側においては、新たな公園の検討のほか、小貝川等へのアクセス性の向上など、身近な公園を活かした生活環境の改善等に努めます。	

優先的施策名	【施策33】【継続】井野小学校跡地の整備 【施策44】【継続】井野小学校跡地の避難場所等への活用
<ul style="list-style-type: none">・井野小学校跡地については、市民のニーズを踏まえた上で、地域の特性に合わせた整備を推進し、取手駅東側の公園空白域の解消を図ります。・周辺地区に整備した井野なないろ保育所との機能連携・機能補完等に配慮しつつ、緑化されたオープンスペースとして整備し、健康づくりやイベント等を通じて市民が気軽に集い、憩い、楽しめる空間をつくることで、周辺市街地の環境や魅力の向上につなげていきます。・また、避難場所としての防災機能を維持したまま、オープンスペース[*]化することで、非常時の利用も可能な、多様な役割を併せ持つ場所として整備します。	

優先的施策名	【施策35】【継続】ニーズを踏まえた公園整備
<ul style="list-style-type: none">・既存の公園には、遊具や休憩施設をはじめ、植栽された樹木等、継続的な維持管理と必要に応じた改修や更新が必要なものがあります。・取手市都市公園施設長寿命化計画に基づき、対策優先順位の高い公園の遊具、休憩施設等の改修・更新を行うに当たり、最も身近な利用者である地元自治会等と調整を図り、ニーズを把握した上で、より利用実態に即した対応を行います。	

(3)みどりを守り育てる市民意識の醸成

優先的施策名	[施策 48][継続]市民参加によるみどりの整備の推進・支援
<ul style="list-style-type: none">・里親制度では、公園、公民館、道路等の公共施設の環境保全・美化活動に取り組んでいます。・今後は制度の活用を推進するため、活動の成果を広く周知し、市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体の意見を聞き、効果的な支援のあり方を検討し、公園等の整備や管理、花壇整備等の活動の活性化を図ります。	

優先的施策名	[施策 49][継続] 地元との協働・連携による潤いのある都市空間の形成
<ul style="list-style-type: none">・利根川・小貝川及び周辺緑地等の自然環境や美しい田園風景を将来にわたって保全していくためには、市全体で守り育てる意識を高める必要があります。・そのため、行政、市民、自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者等、多様な主体が参加する環境保全活動や清掃活動、美化活動等を支援します。・このような活動を活性化することでよりみどりに対し関心や愛着を醸成し、多くの市民が利用、活用することで拠点性を高め、これらのみどり環境を多様な活動の場に発展させ、自然豊かな潤いのある都市空間の形成を目指します。	

優先的施策名	[施策 51][継続]みどりの保全活動の担い手づくり
<ul style="list-style-type: none">・みどりの保全活動に必要な人材の育成に際し、知識や技術の普及を図るため、保全活動の入門講座を開催する NPO※法人や市民活動団体の活動を支援し、将来にわたって市のみどりの担い手を育成することに努めます。・具体的には、各団体の活動内容を市ホームページや広報誌で PR し、多くの市民の方にみどりの大切さや、緑化活動に関心を持ってもらえるよう努めます。・さらにはみどりの保全活動への参加を促進し、新たな担い手づくりを支援します。	

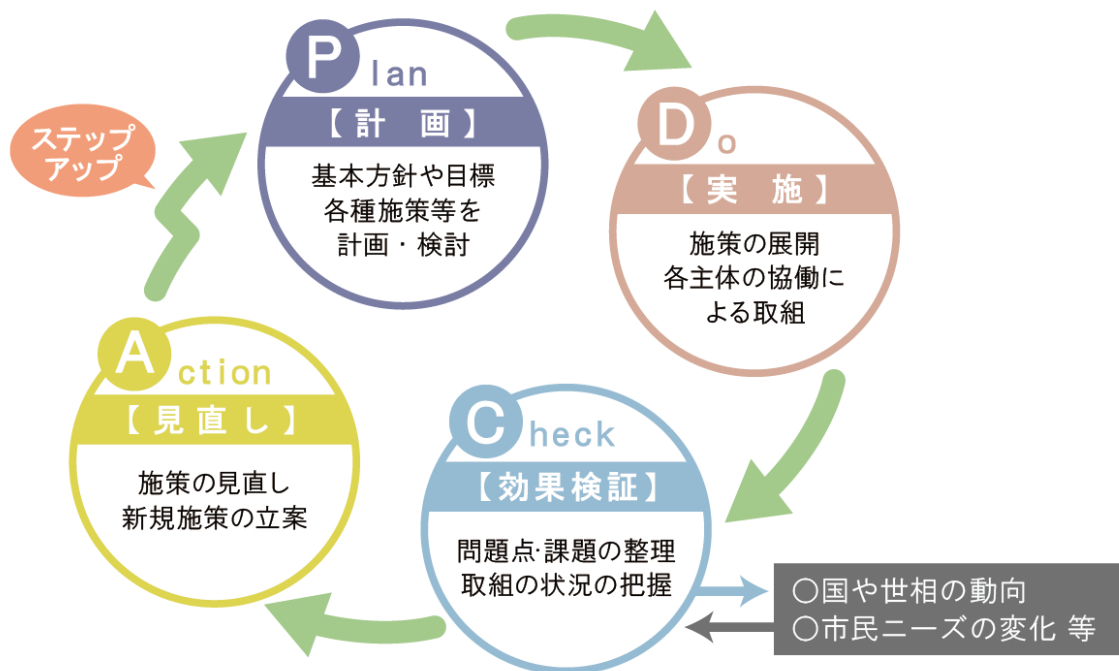
2 計画の進行管理

2-1 進行管理のしくみ

本計画の推進にあたっては、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（効果検証）、ACTION（見直し）のPDCA サイクルに基づき行います。

具体的にはPLANで緑の基本計画の基本方針や目標、各種施策等を計画・検討し、DOで施策の展開、各主体の協働^{*}による取り組みを行い、CHECKで問題点・課題の整理、取り組みの状況を把握し、ACTIONで施策の見直しや新規施策の立案をし、適切な計画の進行管理に努めます。

なお、PDCA サイクルの「DO（実施）」にあたる施策を展開していくために、各取り組みの具体的な事業内容と工程、優先順位等を明確にした上で、実行していきます。



2-2 効果検証・見直しの方法

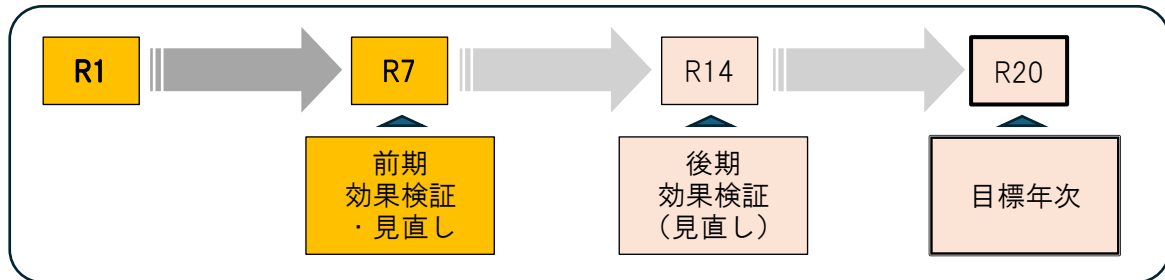
進行管理を実施していく上で、効果検証（CHECK）については、今回の見直し作業と同様、緑地量の把握と目標達成状況の検証及び担当部署への施策の実施状況の調査に基づき行います。（序章2「計画の進捗状況の評価」参照）

効果検証の結果、見直し（ACTION）が必要と判断される場合、もしくは、社会情勢の変化等により、見直しが必要となった場合において、計画の見直しを実施します。

2-3 効果検証・見直しの時期

今回の見直しは、計画前期の効果検証・見直しとして位置づけます。

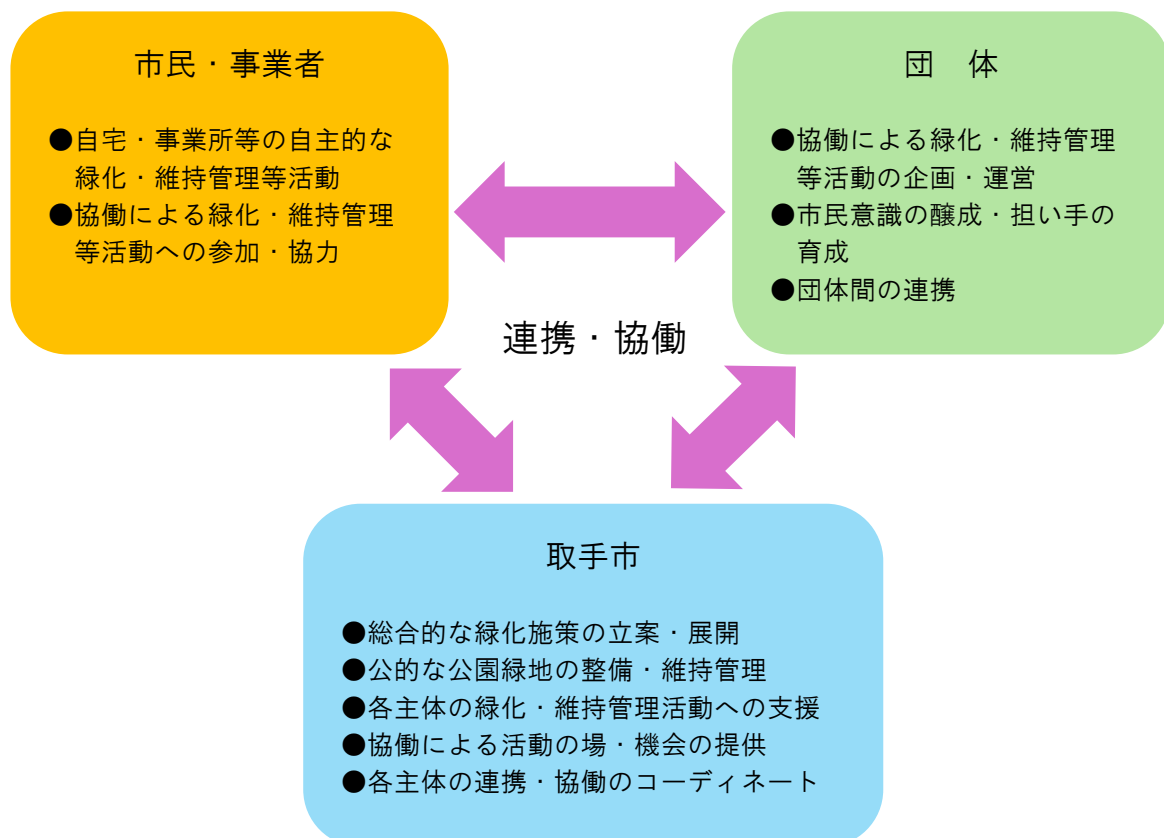
また、今回見直しから計画終了の令和 20 年度までの中間年次にあたる令和 14 年度を後期の効果検証とし、計画の進捗状況を検証・評価し、見直しの必要が生じた場合において、計画を見直します。



3 計画の推進体制

市民、事業者、団体（自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体等）、そして市が、それぞれが役割を担い、連携・協働※しながら緑化・維持管理活動等に組む体制の構築に努め、計画を推進します。

■各主体の役割分担、連携・協働※の概念



みどりを推進する施策の一覧表

番号	施策名	継続	新規	ページ
施策 1	水辺環境の保全	○		40
施策 2	水辺景観の魅力向上	○		40
施策 3	近郊緑地保全区域の保全	○		40
施策 4	稲戸井調節池整備における自然環境保全		○	40
施策 5	田園景観の保全	○		41
施策 6	農に参加する機会の創出	○		41
施策 7	農を通じた生活空間の充実	○		41
施策 8	田園風景を活かした交流拠点づくり	○		41
施策 9	地域の特色を活かしたみどりの保全・形成	○		41
施策 10	歴史あるみどりの周知	○		42
施策 11	緑地の保存制度の活用	○		42
施策 12	斜面林の保全	○		42
施策 13	斜面林保全の優先度評価の実施	○		42
施策 14	森林環境税を活用した緑地保全や緑化推進施策の検討		○	42
施策 15	オープンスペースの確保	○		43
施策 16	みどりの拠点の環境と景観の保全	○		43
施策 17	取手緑地運動公園の利用しやすさの向上		○	43
施策 18	自然と歴史に親しむ拠点の利用のしやすさの向上	○		43
施策 19	みどりと水辺の拠点の利用のしやすさの向上	○		43
施策 20	みどりと水辺の拠点の景観形成	○		44
施策 21	自然資源の観光資源活用	○		44
施策 22	北浦川緑地の拡充によるにぎわいの創出		○	44
施策 23	やすらぎ苑周辺整備		○	44
施策 24	みどりの適正な維持管理と集客施設の緑化	○		44
施策 25	取手駅西口周辺地区におけるみどりを活かしたにぎわい空間の演出		○	44
施策 26	藤代駅北口整備事業に伴う街路樹等の充実		○	44
施策 27	桑原地区における開発計画に合わせた上質な公園・都市緑地等の整備		○	45
施策 28	水辺の環境づくり	○		45
施策 29	サイクリングロード未整備区間の整備	○		45
施策 30	街路樹の維持・管理	○		45
施策 31	都市軸となる街路等の緑化・修景の検討		○	45

番号	施策名	継続	新規	ページ
施策 32	公園の空白域への公園・緑地等の確保	○		46
施策 33	井野小学校跡地の整備	○		46
施策 34	公園施設の長寿命化対策	○		46
施策 35	ニーズを踏まえた公園整備	○		46
施策 36	公園のバリアフリー化	○		46
施策 37	住宅地や事業所の良い環境形成	○		47
施策 38	大規模工場と住宅地との共生	○		47
施策 39	低未利用地土地の利活用		○	47
施策 40	都市計画制度を活用した農地の保全	○		47
施策 41	都市内のみどり環境の整備	○		48
施策 42	市民緑地の整備	○		48
施策 43	公園・緑地の積極的な整備	○		48
施策 44	井野小学校跡地の避難場所等への活用	○		48
施策 45	防災機能の充実	○		49
施策 46	多目的機能の確保	○		49
施策 47	避難場所としての整備	○		49
施策 48	市民参加によるみどりの整備の推進・支援	○		50
施策 49	地元との協働・連携による潤いのある都市空間の形成	○		50
施策 50	緑地等の積極的な保全・管理	○		50
施策 51	みどりの保全活動の担い手づくり	○		50
施策 52	みどりの活動に関するネットワークづくり	○		51
施策 53	みどりに関する情報提供の実施	○		51
施策 54	みどりの創出のための制度の活用と拡充		○	51
施策 55	優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の活用		○	51
施策 56	環境学習の支援・推進	○		52
施策 57	みどりに関するイベントの開催	○		52
施策 58	市民との協働によるみどりの地域資源の発掘	○		52
施策 59	緑のカーテンコンテストの実施	○		52

用語解説

【あ】

運動公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般を対象として主として運動のために利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり15～75haを標準として設置する。
NPO	民間の営利を目的としない団体の総称で、自発的に公益的な活動を行う。このうち、法人格を取得した団体を一般的にNPO法人という。
Well-being	身体的・精神的・社会的により状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
オープンガーデン	私有地である庭等を開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。イギリスではじまった。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地等、建築物が建てられていない土地。

【か】

街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり0.25haを標準として設置する。
河畔林	河川の周辺に繁茂する森林のこと。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの人為的な排出を全体としてゼロにすること。二酸化炭素等の温室効果ガスの排出から、植林、森林管理などによる温室効果ガスの吸収を差し引いて、排出量と吸収量を均衡させることを意味する。
環境基本計画	国や地方自治体（時には民間企業等）の環境保全に関する基本的な計画。
緩衝緑地	住宅・商業地域での大気汚染・騒音・悪臭等の公害の防止・緩和や、工業地帯の災害防止等を目的として設けられる緑地。
既成市街地	産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地としての開発が既に行われている地域のこと。
協働	多様な主体が、同じ目標を目指して、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くこと。
近郊緑地保全区域	首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法に基づき、無秩序な市街化の防止を目的に指定）において、良好な自然の環境を有する緑地を保全するため指定される区域。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり2haを標準として設置する。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、昨今、海外を中心に取り組みが進められ、我が国でもその概念が導入されつつある。
公園誘致圏	公園を利用する人の範囲を表す距離をいう。公園の配置計画においては誘致距離を表す円によって、その区域がほぼ覆われるように配慮する。
コンパクトな都市構造	市街地の面的拡散を抑制し、商業施設や福祉施設、教育機関、行政機関等の機能を都市の中心部等にまとめ、まちの暮らしやすさの向上、中心部の商業などの再活性化、行政サービス費用の効率化等を目指す都市構造。

【さ】

市街化区域 市街化調整区域	市街化区域は都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
資源循環	製品等が廃棄物等となることを抑制し、排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することで、環境への負荷を抑制する取組。
施設緑地	公園や緑地等として整備を図る都市施設 例：都市公園（街区公園、近隣公園、総合公園、広域公園等）、都市緑地（整備を伴う緑地）、広場等。
持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。
市民緑地 市民緑地認定制度	都市緑地法に基づき、地方公共団体等と緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。
社寺林	神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林。
斜面林保全	環境・生態系保持に重要な、斜面の森林の保護・整備を行う活動。
住区基幹公園	安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。
将来都市構造図	将来都市像の実現に向けて、本市が目指すべき都市空間の骨格を概念的に示すもの。
人口ビジョン	各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。
親水緑地	水や川に触れやすい環境を作り、親しみを深めることができる緑地。
スマートウェルネス とりで	子どもから高齢者までが健康で幸せに暮らせるまちづくりのこと。取手市では、地域で元気に暮らせる社会を実現するために、スマートウェルネス（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること）のまちづくりを進めている。
生産緑地	生産緑地法に基づき、市街化区域内において保全する農地として指定されたもの。
生産緑地法	生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする法律。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念である。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。
ゼロカーボンシティ	脱炭素社会に向けて、2050年までに二酸化炭素を排出実質ゼロにすることを目指す地方自治体。

総合公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動等総合的に利用することを目的とする公園園都市規模に応じ、1箇所当たり10-50haを標準として設置する。
総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。

【た】

大規模工場緩衝緑地	大規模工場の、騒音、振動、大気汚染、悪臭等の緩和や、防止することを目的として設けられる空地。
脱炭素化	二酸化炭素（CO ² ）などの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指す取組。
多目的機能	平常時の機能以外にも、災害時の避難場所になる等、複数の用途で利用ができる機能。
地域制緑地	緑地の開発に許可等が必要な地域。
地域防災計画	災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画。
地球温暖化防止実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体が策定する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり4haを標準として設置する。
長期譲渡所得控除	5年を超えて所有した不動産や資産を売却して得た利益に対する税制優遇措置
低利用土地	都市計画区域内にある居住・業務などに利用されていない空き地、空き家、空き店舗など
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
都市計画制度	まちづくりのルールを定めたものであり、地方公共団体が地域の実情において様々なメニューの中から都市計画を指定していく制度。
都市計画法	都市の健全な発展等を目的とする法律。
都市計画マスタープラン	都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープラン。
都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形状の変更に関する事業。

【な】

ネイチャーポジティブ	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと。
ネットワーク	あるものを構成している要素のつながり、または連結されている状態をいう。

【は】

ヒートアイランド	人間活動が原因で都市の気温が周囲より高くなること。主な原因として人工排熱、地表面の人工被覆、及び都市密度の高度化が挙げられる。
フラワーカナル整備	花の運河という意味の花畑の整備。

【ま】

まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す政策。
-----------------	--

【や】

屋敷林	屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林。
-----	-----------------------

【ら】

ライフサイクルコスト	製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額。
立地適正化計画	人口の急激な減少と高齢化を背景として、持続可能な都市構造を目指し、市町村が策定する包括的なマスタープラン。都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取り組みを推進しようとするもの。
緑地協定	都市緑地法に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地で、市街地の良好な環境を確保するために、所有者全員の合意によって締結する緑地の保全または緑化の推進に関する協定。
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として、植樹帯や歩行者路等を主体とする緑地。

計画改訂の経緯

年月日	内 容
令和7年7月24日 ～9月5日	現況調査・施策評価
令和7年10月31日	第1回庁内調整会議 ・施策評価及び施策内容の確認
令和7年11月21日	第1回緑の審議会 ・素案に対する審議
令和7年12月15日 ～令和8年1月15日	パブリックコメントの実施
令和8年2月12日	第2回庁内調整会議 ・パブリックコメント結果に対する回答及び 原案の確認
令和8年2月20日	第2回緑の審議会 ・パブリックコメント結果報告 ・計画に対する諮問・答申

取手市緑の審議会

■委員（任期:令和7年11月21日～令和9年11月20日）

選出区分	氏名	備考
学識経験者	なかだ てるひさ 中田 輝久	会長
	くらもち みつお 倉持 光男	副会長
	かきざき みずえ 柿崎 瑞枝	
各種団体の 代表	えびはら たけお 海老原 丈夫	
	たかわ いつろう 高和 逸郎	
公募に応じた 市民	はまの きよし 濱野 清	
	うえき じゅんこ 植木 淳子	
市議会議員	いりえ よういち 入江 洋一	令和8年2月18日～
	おかぐち すみえ 岡口 すみえ	令和8年2月18日～
	かいとう かずひろ 海東 一弘	令和7年11月21日～令和8年2月16日
	そめや かずひろ 染谷 和博	令和7年11月21日～令和8年2月16日



■ 諮問書

取市発第 3 4 3 号

令和 8 年 2 月 1 7 日

取手市緑の審議会
会長 中田 輝久 殿

取手市長 中 村 修



諮 問 書

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例（昭和 6 1 年条例第 1 7 号）
第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を
求めます。

記

諮問第 1 号

取手市緑の基本計画 パブリックコメントの結果及び策定について

■ 答申書

答 申 書

取市発第 3 4 3 号で諮問の取手市緑の基本計画策定については、令和 8 年 2 月 2 0 日に
開催しました取手市緑の審議会において慎重に審議した結果、策定する結論に達したので、
その旨答申します。

令和 8 年 2 月 2 0 日

取手市長 中 村 修 殿

取手市緑の審議会
会長 中田 輝久



取手市緑の基本計画
(令和8年3月改訂)

編集・発行 取手市 建設部 水とみどりの課
〒302-8585 茨城県取手市寺田5139番地
TEL：0297-74-2141（代）
発行日 令和8年3月